

第 49 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 18 年 8 月 30 日(水) 13:30 ~ 17:45

場所 尼崎市中小企業センター

林 それでは、定刻が参りましたので、ただいまより第 49 回武庫川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局の林でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、20 名の委員にご出席いただいております。池淵委員、長峯委員、池添委員、岡委員、4 名の委員は欠席ということでございます。なお、浅見委員からは少しおくれるという旨の連絡をいただいているところでございます。

配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料でございますが、まず次第がございます。次第の裏が本日の配付資料一覧でございます。それから、委員名簿、その裏面が行政出席者名簿でございます。座席表がございまして、資料 1 - 1、第 61 回運営委員会の協議状況、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 1 - 2、第 62 回運営委員会の協議状況、これも A 4 の 1 枚ものでございます。資料 1 - 3、第 49 回武庫川流域委員会メモ、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 2 - 1、A 3 横長でホッチキスどめの分でございますが、武庫川の総合治水と提言の構成(案)ということで、12 ページまでございます。資料 2 - 2、武庫川の総合治水へむけて 提言書(案)でございます。これもホッチキスどめで、本編が 161 ページまでございまして、その後、添付資料が 20 ページまでございます。続きまして、資料 3 - 1、現況流下能力と整備計画実施区間の整理ということで、A 3 の 3 枚ものでございます。資料 3 - 2、ホームページで公開されている河川整備計画(二級河川)の計画規模についてということで、ホッチキスどめ、A 4 の 2 枚ものでございます。資料 3 - 3、意見書：推定粗度係数と逆算粗度係数が乖離する原因について、A 3 の 1 枚ものでございます。資料 3 - 4、第 48 回流域委員会傍聴者意見について、A 3 横長でホッチキスどめ 2 枚ものでございます。続きまして、資料 4 - 1、法西委員からの意見書、ホッチキスどめで A 4 の 3 枚ものでございます。資料 4 - 2、田村委員からの意見書、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 4 - 3、加藤委員からの意見書、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 4 - 4、奥西委員からの意見書、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 4 - 5、岡委員からの意見書、A 4 の 1 枚ものでございます。資料 5、住民の方からの意見書で、ホッチキスどめで 2 枚ものでございます。最後に、武庫川づくり、武庫川委員会ニュース No.19 を添付させていただきます。

配付資料につきましては、以上でございます。よろしゅうございますでしょうか - -。

なお、本日、サンテレビから取材が入っております。カメラが回っておりますけれども、これにつきましてはご了解いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第 49 回武庫川流域委員会の議事を始めます。

開会に当たりまして、一言御礼とごあいさつをさせていただきます。

私たちの委員会は一昨年の 2004 年 3 月に発足し、第 1 回を開きました。この 8 月末で丸 2 年半を経過したことになります。この間、2 回にわたる中間報告や緊急提言等を提出してきましたが、私たちの武庫川の総合治水へ向けての考え方あるいは具体の提言を集大成したものが、本日決定いたします提言書でございます。

この委員会の本来の任務、諮問されている内容は、河川管理者から提示される武庫川整備の基本方針並びに整備計画原案に対する意見を求められております。私たちは、まだその原案を見ていないわけです。私たちの提言は、むしろ原案をどのように作成すべきであるか、原案に盛り込むべき方向性と課題、具体策を私たちの委員会の審議の中から提言していく、そしてこの提言を原案に反映していただきたいというプロセスでございます。したがって、委員会の全工程からすれば、まだ半ばということになるわけですが、それにしても 2 年半、かなりの精力を投入して策定したこの提言書は、ある意味では武庫川流域委員会の結晶とも言えるべきものだと思っております。何とかこの提言の方向で武庫川の総合治水、そして武庫川が流域 540 平方キロに及ぶ地域の重要な河川として生き生きと生きていくような川づくりを進めていく、その手がかりにしていきたいと思いますという思いを込めたものでございます。

後ほどその最終案を提示しますが、8 月 9 日の前回の委員会で原案を提案させていただきました。原案の提案から 20 日余りの間に、章の構成、節の構成、あるいはそれぞれの提言の内容について大幅に書き改めたり、加筆したりする修正作業を精力的に行っております。したがって、本日は、原案のどこがどう変わったかということを中心にご報告し、皆様方の審議を経て、最終案として決定していきたいと考えております。その上で、これから提言がどのように取り扱われていくか、あるいは委員会が残る課題をどのようにこなしていくかというスケジュールについても、後ほど議題として提案させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に、本日の議事骨子、議事録の署名人の確認をさせていただきます。

署名人は、私と、佐々木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議題の提案にかえまして、運営委員会のご報告をさせていただきます。資

料 1 - 1、1 - 2 に運営委員会の協議結果を記載しております。

9 日の 48 回委員会の後、2 回の運営委員会は拡大運営委員会という形で開かせていただきました。2 回とも過半数の委員が出席していただきまして、その場で修正を加えた内容について協議をするという作業をしてきました。その段階までに、ほとんどの委員の方々から原案に対する修正、加筆等の意見をいただきました。合計 27 件ぐらいの膨大な修正意見が寄せられました。これらの修正意見を、編集を担当する主要な運営委員会のメンバー、ワーキンググループの主査等で分担して原案に反映させる作業を 16 日、17 日、18 日、19 日と行って、21 日に開かれた 61 回の運営委員会で取りまとめたものを提案し、協議したわけであります。したがって、61 回の運営委員会は、修正となお協議を必要とする課題、あるいは書き改めた提言についての協議にほとんどが費やされました。1 時半から 9 時まで終日かかって協議をしました。そして、28 日に県政記者クラブで事前レクチャーを行うこと、あるいは 31 日の 11 時に知事に提出する日程が組まれたという報告を受けました。

引き続き、この運営委員会で協議した結果に再修正を加えて、23 日にもう一度拡大運営委員会を開きました。それが資料 1 - 2 でございます。ここでも再修正した内容、あるいは再協議した内容を反映させるべく協議いたしました。提言の本体についての協議以外に、今後の流域委員会としての取り組み方、あるいは予定、日程について協議しました。2) に書いてある部分であります。

本日、提言の最終案を提案するのが でございます。

の提言後の予定につきましては、あす 11 時から知事に提出するということが 1 つ。そして、課題として残された問題は、提言書の概要版の作成が途中段階でとまっております。添付資料を入れると 200 ページ近い提言書になっておりますので、一般に広く頒布するには、到底これでは対応できません。したがって、大幅に圧縮した概要版を作成すること、既に執筆委員の皆さん方には原稿を作成していただいておりますが、それらを最終的に編集する作業並びにこの提言書の本体、概要版、あるいはもっと簡易なパンフレット等をどのように取り扱っていくかということについては協議が進んでおりません。したがって、本日の委員会の後、9 月 13 日に改めてコアメンバーを中心に運営委員会を開催して、協議することにいたしました。周知していくについては、これまで運営委員会で、説明会を開く案とか全戸配布のパンフレットをつくる案とか、いろいろな案が出ておりますが、そのあたりはまだ未定でございます。

ただ、これから委員会の提言の内容を流域の100万人の方々、あるいは自治体、関係機関を含めて周知していくことが非常に大事であるということで、提言書の内容について、委員会に要請があれば委員会として対応しますが、委員個人にも説明依頼等が当然あると思われる。その場合には、公表された範囲内での説明や、場合によっては執筆を行うことについては、この提言内容の周知に努めるという目的からすれば、委員が個々に対応していただくことは差し支えない、むしろ積極的にお願いしたいということを確認しました。その際、委員会はまだ継続しておりますので、委員として踏まえるべき守秘義務があることについてはご留意いただきたいということを確認いたしました。

4点目は、基本方針、整備計画の原案についてであります。提言を受けて、県の方です以降作業をされるわけではありますが、一体その原案がいつごろできるのかということが関心事でございます。これについては、62回の運営委員会で県の方から一定の見通し、考え方が示されました。できれば年内にでも基本方針の原案を提示したいが、国との折衝、関係自治体との協議、あるいは提言の内容の個々の詰め方等々でかなりの時間を要するのではないかと、遅ければ、基本方針の原案の策定が年度内いっぱいにはずれ込む可能性もあるという見方が報告されました。基本方針の原案の提示が済み、委員会で協議をして、最終答申を行った後、県の方はそれを県の河川審議会にかけるわけですが、その段階で、次の整備計画の原案の協議に入るということになります。そういうスケジュールの場合には、整備計画は次年度、4月以降になるのではないかとこの見通しも示されました。委員会は来年3月までの任期延長となっておりますが、その場合は、さらに新年度以降も引き続き原案の審議にあたる必要があるという見通しが出てきたことをご報告しておきます。

最後に、本日の資料に添付されておりますが、61回の運営委員会では、前回の委員会で提起されておりました宿題について、現況流下能力と整備計画実施区間の整理関連資料、推定粗度係数と逆算粗度係数に関する資料、それぞれ2点ずつありますが、合計4点の資料が報告されました。現況流下能力と整備計画実施区間の整理関連資料は、上流部の整備目標を提言書に取りまとめるために必要な資料として要求されたものであります。中身については、断片的に報告されたものを集大成して、整理したものでございます。したがって、既に協議の済んでいるものとして、文書での資料配付にとどめたいというふうに運営委員会では確認しました。

もう1点の推定粗度係数にかかわる資料でございますが、これも前回の委員会で傍聴者から出された質問等に対するものであります。ここ何回か継続しておりますが、これらに

ついても文書で回答するという方針になっておりますので、文書回答として資料を添付するという取り扱いにさせていただきます。この件に関しましては、本日、委員の方から意見書も出ておりますので、後でもし議論があれば、そこでの議論はやりますが、その資料についての説明は省略させていただきますというのが運営委員会の提案でございます。

以上をまとめますと、議題の 1 つは提言書の内容に関する協議、2 つ目は提言後の委員会の活動について、この 2 点が本日の主要議題になっております。運営委員会の報告を兼ねて、議題の提案とさせていただきます。

これに関して、何かご質問、ご意見等はございますか。特になければ、早速議事に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか - -。

では、議事に入らせていただきます。

資料 3 - 1 から 3 - 4 までの 4 件の文書回答資料については、今ご説明したような取り扱いにさせていただきます。

早速、議題の (1) に入ります。

提言書の中身を説明するにあたりまして、説明資料として、A 3 の資料 2 - 1 でチャートをつくりました。これに基づいて、まず提言書の全体的な構成をご説明したいと思います。原案から大幅に構成を変えました。きょうお配りしている提言書本体の表紙に、武庫川の総合治水へむけてというメインタイトルをつけております。この提言は、武庫川の総合治水をどう進めるかということが最大の眼目でございます。したがって、武庫川の総合治水と提言に盛り込まれている個々の内容がどのようにリンクしているのかということとをわかりやすくご理解いただくための資料でございます。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。これは、提言全体の構成イメージを総合治水というくり方で説明したものでございます。私たちは、武庫川の総合治水を武庫川づくりというキャッチフレーズでやってきました。武庫川づくりの具体的中身は、1 つは、上段の総合的な治水対策であります。もう 1 つは、下段の利水・環境・まちづくりの視点から見た武庫川づくりへの提言であります。大きく分ければ、この 2 つであります。そして、個々の具体的な提言を進めていくために、一番下にピンク色で塗ってありますが、総合治水の武庫川づくりを推進するためという最終章を設けました。

上の方にいきますと、水色の部分が、治水にかかわる部分であります。III 章の治水にかかわる部分は、原案では IV 章になっておりましたが、武庫川の総合治水へ向けてという内容で、河川整備の目標、治水対策の分担、治水に関わる環境対策ということで、その細

目は、右側の治水の計画規模、流域対策、「生物環境に関する 2 つの原則」ほかとなっております。さらに、洪水調節施設については、遊水地とか既存ダムの治水活用、新規ダムの検討等となります。右側の 1 ページから 12 ページまでは、これを 12 分割して、各節の内容から詳細にわたって具体の提言の中身を拾い出した、この提言書の一種のキーワード集であります。大部なものなので、章ないし節ごとにページを分けて記載しております。これを見ていただければわかりますように、例えば 1 ページの 2 段目の流域対策では、真ん中のところに流域の個々の具体策がありまして、それぞれの流量とか具体の試算条件、効果量が入っているという形で、この提言書の中身のキーワード集としてお使いいただけるように整理いたしました。

もう一度、左側のカラー面に戻っていただきますと、IV 章の超過洪水と危機管理の考え方と防災・減災の推進では、河道内と流域を中心とした治水対策だけではなくて、氾濫域、いわゆる下流域の超過洪水に対するソフト面での対策、あるいは都市側でどのように対応するかというハード面も治水対策として取りまとめました。原案では VIII 章に置いていた部分であります。IV 章の超過洪水、危機管理の考え方の中には、原案ではまちづくりの章の中にあつた水害に備える都市と土地利用政策、具体的には、右側のところに土地利用の変化と超長期的な見直しから街区の耐水化等々を含めた 6 項目の方策が入っておりますが、これをまちづくりの章から切り離して、超過洪水、危機管理の対策として位置づけました。水害に備える都市をどのように改造していくか、そして土地利用をどのように改めていくかということも、実は治水対策であるという位置づけを明確にしたわけであります。

次は、利水・環境・まちづくりは、どのような構成になるかということでもあります。グリーンで塗ってある部分ですが、原案では環境を 2 つに分けて、自然環境や森林の保全、正常流量などをまとめた V 章と水循環をまとめた VI 章の 2 つで構成しておりました。タイトルを変えましたが、基本的にはそのまま、章の番号が繰り上がっております。ここで大きく変更になっているのは、V 章の流域環境からのアプローチの中で、自然環境の保全、森林の保全に水田の保全という項目を追加したことです。後ほどまた触れたいと思います。VI 章は、一部加筆、修正がありますが、構成は変わっておりません。

VII 章は、流域環境とまちづくりで、まちづくりの視点からどのような川づくりを進めていくかということでもあります。原案では流域連携の章に持って行っておりました武庫川づくりの基礎資料の整備と活用を、もう一度まちづくりの章に戻しました。そして、流域景観の保全と創出、河川空間と都市的活用の見直しという節とあわせて、まちづくりの視

点とは一体何なのかという前文にあたる節を第 1 に掲げて、4 節構成にいたしました。このように若干構成を変えたわけでありませぬ。

これらの治水と利水・環境・まちづくりの政策を推進するための仕組みとして、VIII 章を設けました。原案では IX 章にあった流域連携と X 章の最終章としてまとめていたものを合体させたものであります。内容的には、行政の取り組み体制、流域連携の取り組み体制、計画のフォローアップと実施団体の参画協働という 3 つの節に分かれております。

こうした具体の提言を III 章から VIII 章にまとめましたが、では、I 章と II 章は何かということでありませぬ。I 章と II 章は、この表の中には入っておりませぬが、総括章であります。原案では、I 章ではじめにという序文、II 章で総合治水への視点、III 章で参画と協働のプロセスの実践を置きました。今回の提言の中では、資料 2 - 2 の提言書を見ていただいたらわかりますが、はじめにという序文は、扉の裏側に置きました。そして、I 章の武庫川と武庫川流域委員会として、武庫川の特徴と経緯、武庫川流域委員会の特徴と審議ということ整理をし、全面的に書き改めさせていただきました。II 章は、総合治水への視点という形で、2 つの節を設けました。1 節では、武庫川のみならず、全国で総合治水がどのように生まれてきて、どのように取り組まれているかという視点で、総合治水が生まれた背景と新しい時代における治水政策の模索としての総合治水の方向性を取り上げました。2 節では、武庫川流域委員会では、どのように総合治水に取り組んだかということを総括的に述べております。そういう意味で、I 章、II 章は、III 章以降の各論に入る前の総括編として取りまとめたものでございませぬ。

全体の構成としましては、目次の 6 ページですが、VIII 章の武庫川づくりを推進するためにの後に、この提言をまとめるにあたっての後書き、おわりにという項を設けて、4 点ほど記載しております。その後ろには、添付資料、あるいは付録として委員会の協議の経緯と各種会議の開催状況、さらに参考資料もかなり大部なものになりますので、これまでの報告も含めて別冊をつくるというのが、本日ご提案させていただきます提言書の全体の枠組みであります。

その枠組みを念頭に置いていただきまして、原案からどこがどのように変わったのかということ、この提言書に基づいて、できるだけ簡潔にご報告させていただきます。委員の皆様方には、2 日前にはお手元に届くように提言書の最終案をお送りしておりますので、一応お目通しいただいているという前提で、逐条読み上げることは省略させていただきます。

まず、表紙の裏のはじめには、原案にもありました県の諮問理由 3 点を列挙した後、それを受けて、委員会の基本的な方針と特色を 4 点に集約して、協議してきたということを書いておられます。はじめにで書きましたことをもう少しわかりやすく整理しようと思って、資料 1 - 3 のメモをつけておられますが、この提言の特徴を一言で言うならば、3 つの方針と 4 つの展開と言えるのではないかと考えておられます。

3 つの方針とは何かといえ、第 1 の方針は、もちろん環境を主軸として、総合治水へ全面的に取り組むということであり、第 2 の方針は、基本方針のレベルから審議し提言するということであり、基本方針の段階から河川整備計画を流域委員会で審議しているのは、一級河川ではありませんし、県管理の二級河川でも恐らく全国で兵庫県だけだろう。兵庫県の中で 20 近くある流域委員会の中でも、武庫川委員会とあと 2 つしかなかったというふうに報告されておられます。そうしたところで、私たちは、基本方針から審議し提言するというのを 2 つ目の方針に掲げました。3 つ目には、参画協働を推進するために、徹底的な討議で合意形成を目指すということを目頭に確認したわけであり、

そして、その方針のもとに展開した提言の特徴を大きくくりで言うならば、第 1 の展開は、河道への流出を抑制するために、流域対策を全面展開する。第 2 の展開は、河道対策においても利水専用ダム等の既存ダムを治水に活用するというのを重視しました。国も既に電力ダムを治水活用するとか、多様な治水活用の方針を打ち出し、実行しておりますが、当流域委員会では全国に先駆けて、利水専用ダム等の既存ダムを治水に活用するというのを具体的に打ち出しました。第 3 の展開は、まちづくりの視点を生かして、まちの側でどのように対応するか、そして超過洪水、危機管理の具体策を総合的に提言したということであり、第 4 の展開は、総合治水を進めていくために流域が連携していく、河川管理者だけではなく、流域の自治体と住民が連携して川づくりに取り組んでいく、そのための具体的な方策を提言したことであります。整理すれば、こうしたことを私たちの提言書の特徴としたいということが言えるかと思えます。そういうことも含めて、はじめから I 章、II 章では書いているわけであり、

1 ページ、I 章の武庫川と武庫川流域委員会につきましては、全面的に原案を書き改めました。1 節の武庫川の特徴と経緯では、2 ページに年表を記載しておりますが、武庫川流域圏の特徴とダム建設計画を中心とした武庫川整備の経緯をわかりやすく記載したつもりであります。3 ページでは、河川法の改正と武庫川の整備に対する兵庫県知事の決断、ゼロベースからの見直しという決断を評価しながら、その経緯を述べておられます。

2 節では、武庫川流域委員会の特徴と審議の経過、特徴を 5 ページにわたって書いております。武庫川流域委員会が準備会議からスタートし、準備会議でメンバーを決め、本委員会では徹底した討論を行って、延べ 220 回を超える会議を開催し、延べ審議時間数は 1,000 時間近くに達したという審議の進め方について記載しております。そして、公開と自主運営の原則に基づいて行ってきたということ。こうした委員会審議が持っている重要な意味合いとしては、従来ともすれば河川整備の計画立案は専門家に依存する、専門家任せになりがちであったことを、専門外の一般住民も含めて、みずから理解できるまでとことん一緒に議論しようという姿勢でやってきた。もう 1 つは、河川行政とも協働して、合意の道を探っていく努力をしてきたということにも触れております。

7 ページに、2 年半に及ぶ審議の経過をチャートで示しております。中央に、回数を追って本委員会の経過、それぞれの節目での提言、報告等々を入れております。右側には、ワーキングチーム、ワーキンググループ、ヒアリング等々の経過、左側には、住民意見を反映させるためのリバーミーティング、あるいは流域各市の参加についても記載しております。提言とりまとめというのが、本日の段階でございますが、この後も県が作成する原案に対して意見を述べ、さらにパブリックコメントの結果報告について意見を述べていくということまでが委員会の任務であることを示しております。

11 章の総合治水への視点に移りますが、これも全面的に書き改めました。1 節では、総合治水の考え方、総合治水が生まれた背景、9 ページの現在の国のさまざまな審議会、あるいは国の省庁の方針等がいかにより新しい川づくり、総合治水の方針へ目まぐるしく進展しているかということ具体的に記載しました。流域委員会の審議の方向は、流域委員会が突出したことを議論しているのではなくて、新しい川づくりの国の方針に基づいたものであることを再確認したわけであります。そして、流域委員会では、どのように総合治水を考えてきたかという審議の視点を 10 ページで述べております。国の方針、そしてまちづくりの視点も加えて流域連携を目指していく。上流の集水域だけではなくて、下流の氾濫域と言われるところも含めて総体的に流域をとらえていくという視点もここでは明記しております。

審議の手順は、全体議事フローに基づいて進めてきたということ、11 ページには、この提言書に盛り込まれている総合治水の特徴を 3 点にわたって述べております。1 つは、流域対策を全面的に展開したということであります。2 つ目には、洪水調節施設については、新規ダムを計画する前に、既存ダムを活用することなど代替策を優先的に検討してきたと

ということで、武庫川では既存の利水専用ダムの活用にも焦点を当てたという特徴を記載しております。そして、まちづくりの視点を取り入れて、水害に備える都市と土地利用を進めていく具体的な提言、さらに危機管理に対する総合的な提言をしながら、11ページの最終行ですが、これからの新しい川づくりについての武庫川モデルを提示したということに記載しております。

12ページには、この審議過程における3つの取り扱い原則、1つは、治水対策の検討についての優先順位であります。流域委員会は旧来の武庫川ダムという新規ダムの可否を検討し、結論を出すのが主たる任務ではないんだ、そのための委員会ではなくて、武庫川の川づくりを総合的に提言していく。その結果として、ダムが要るか要らないかという結論が出てくる。ダムは出発点ではなくて、結果なんだということに記載しております。

2つ目は、環境問題と治水対策の関係であります。武庫川の水循環の概念を上位に置いて、水循環を大切にされた総合治水を推進していくということであります。その中で、生物の生息環境に関する2つの原則など、具体的な環境課題を提起して、治水対策の中に環境政策をきちんと位置づけていくことを重要な視点としたということであります。

3つ目には、超過洪水と危機管理に関する対策を総合的に検討して、ソフト面の治水対策とあわせて、ハード面の治水対策も危機管理の中で提言したことが大きな特徴ではないかと思っております。

13ページからの治水の具体の提言について、主な修正、変更点を申し上げます。治水については、大きく変えたところはございませんが、III章の武庫川の総合治水に向けての冒頭、1ページにわたって前書きをつけました。これは原案にはございませんでした。どのように私たちは治水対策を検討してきたかという手順と考え方を再度ここで触れました。

13ページの下から河川整備の目標に入っておりますが、計画規模の設定では、治水計画規模の用語解説も挟みました。このあたりは原案と変わっておりません。

基本高水の選定についても、基本的には原案と変わっておりません。15ページに基本高水の用語解説をつけました。基本高水の選定につきましては、原案では専門部会の結果報告と討議経過の間に本文を挟んでおりましたが、わかりやすくするために、本文は前に持ってきて、16ページから専門部会の結果報告、17ページに専門部会の討議経過をつけるように構成を改めました。

19ページ、基本高水の流量分担につきましては、修正点はございません。

21ページ、整備計画における目標流量の設定につきましては、23ページに上流部の整備

目標を全面加筆しました。これは、原案の段階でまだ原稿ができていないというふうにお断りした部分であります。上流部の整備目標は、流域のバランスを踏まえたものとするから始まって、その前のページの上下流バランス論という議論を経た上で、上流部の整備目標をどのように設定していくか、課題はどこにあるかというところを、資料として添付しているものも踏まえて記載しました。

24 ページは、整備計画目標流量の分担であります。ここでは、河道における現況流下能力の算出をめぐる粗度係数の議論について、25 ページのこうした経過からというところで10行ほど加筆いたしました。この問題については、なおさまざまな議論が残っていることは委員会としても承知しております。今回、流下能力を確定していく上で、必ずしも問題が解明されたわけではない、調査が不十分な点がたくさんあるので、今後さまざまな観点から指摘された調査、モニタリングを行って、間違いのない現況流下能力の再設定が必要であろう、そのときに備えてデータの収集を十分に行えということを記述しております。これは、最後に触れておりますこの計画を今後どのように扱っていくかということにリンクしていくものであります。修正点を全文読み上げていくと、それだけで随分時間がかかりますので、この程度のご説明で省略させていただきます。

25 ページの終わりから流域対策に入ります。流域対策につきましては、26 ページの前文にあたるところを1から5まで項目立てをして、わかりやすくしました。小さな対策の積み重ね、365日の治水対策、発想の転換と制度改善に、流域の特性に応じた戦略的な推進を新たに加えました。流域それぞれの段階で保水地域、遊水地域、低地地域に大きく区分される、そうした流域の特性に応じた流域対策が必要であるということを具体的に提示した部分であります。27 ページの中ほどまでが加筆部分であります。最後に、個別施設の条件の精査と財政負担、この流域対策を行っていくための費用負担の問題、実施にあたっては個々の対策について、ため池にしても水田にしても、あるいは公園にしても、それぞれの条件に応じたきめ細かな対策が必要であることを精査すべきであるということを指摘しております。

28 ページには、流域対策の効果量試算値の一覧表を記載しております。この表では数値化できたものだけを記載しておりますが、数値化しなかった対策の記載漏れがありますので、後ほど製本する場合には、数値化していない対策についてもその旨を断った上で、一覧表の中に明記したいと思っております。

29 ページからは、流域対策の具体策と実現の方策についてそれぞれ記載しておりますが、

基本的には原案と変わっておりません。30 ページの下から、大方 2 ページにわたって水田についての記載がございますが、32 ページで少し加筆いたしました。 の三つ目はのところで、事業の誘導、啓発のためにも、補償措置などについても準備しておくことが必要であると、費用について触れた点とか、水稻栽培への影響が生じることがないように、農家の不安を解消していくことが必要であるとか、兵庫県は既に農水省の農地の防災機能増進事業に基づいて、丹波地域で水田での一時貯留のモデル事業を実施するべく申請中である、このようなモデル事業の積み重ねによって農地の多面的な機能に着目した防災対策の推進が望まれるということを加筆しております。

それ以降、流域対策のところについては、原案に大きな修正、加筆をしたところはございません。

35 ページからの河道対策につきましては、37 ページの堤防強化のところでもかなりの修正、加筆をしております。とりわけ堤防強化は、当委員会として極めて重視しております。従来の河川整備計画の中に堤防強化は出てこなかった。何となれば、堤防強化は維持管理、メンテナンスの問題というふうに処理されていたからであります。この辺の考え方については随分議論を行った中で、何よりも堤防強化の充実、とりわけ天井川地域に密集市街地が広がっている地域特性を考えれば、堤防強化は何にも増して重要であるということをやより強調させていただきました。2 節に分けましたが、堤防強化の重要性の中では、堤防強化がなぜ重要であるか、どういう観点から堤防強化に努めねばならないかということの詳細に記述しました。そして、38 ページの 2) 堤防強化への具体的な提案を新たに追加し、6 つの具体策として、 緊急性の高い合計 4.8km の確実な堤防強化実施、 築堤区間の残り区間の速やかな強化実施、 すべての余裕高不足箇所 の改善、 仁川合流点より上流の強化、 堤防モニタリングの継続的实施、 河川維持管理計画と河川維持管理実施計画の作成を提言いたしました。

最後に、武庫川の堤防そのものは、これまでの阪神大水害等々の大きな災害でも決壊はなく、今日に至っている、しかしながらこの実績は、今現在、社会資本整備として堤防強化を徹底して実施しておくことが、後世にも続く安全の担保になるのではないかというふうに結んでおります。

41 ページからは、河川構造物と環境に関する記述であります。

潮止堰に関しましては、原案の原稿から 6 割程度に圧縮しております。圧縮ですから、新たに追加したところはございません。42 ページの他の河道構造物、農業用井堰等の四角

のマークがついているあたりは、幾つか加筆しております。とりわけ六樋とか地下水脈の記述について補強しました。そういったところが主な加筆点であります。

次の修正点は、44 ページ、土砂の問題を考慮した河道対策であります。武庫川の砂防と土砂管理に関しましては、原案を若干削除、修正した部分がありますが、加筆したところはありません。2 番目の縦断計画の再検討は、原案では縦断勾配となっておりますが、ここは大幅に加筆して、書き改めた部分であります。とりわけ武庫川における六甲山系から排出される土砂等の土砂堆積が大きな問題になる中では、縦断計画をどうしていくかということが重要であるので、床どめ工等の対応の仕方についても具体的に列挙しております。45 ページの表の内容も改めました。

46 ページから洪水調節施設に入りますが、46、47 ページは特に修正はございません。48 ページに、検討した各遊水地についての規模、期待できる効果量等の試算値の一覧表を出しております。

49 ページからは、既存ダムの治水活用についての検討ですが、このあたりは修正はございません。51、52 ページに表を追加しました。千苅ダムについて、緊急提言書から抜粋したものを 55 ページから収録しております。このあたりは微細な誤り等の修正はございますが、大きな修正はございません。

59 ページの新規ダム（武庫川ダム）計画についての検討と取り扱いについても、大きな修正はございません。

64 ページには、治水に関わる環境対策と「生物環境に関する 2 つの原則」という節を設けております。この節は原案にもございましたが、節の構成を若干入れかえました。原案では、(3) 環境を優先した河道工事への対応指針が (1) に入っておりますが、ここでの最も重要な提起として、生き物およびその生息環境の持続に関する 2 つの原則をトップに持ってきました。

2 番目に、戦略的環境アセスメントの実施を追加いたしました。二、三日前にも新聞報道されていましたが、戦略的環境アセスメントを具体的に公共事業で導入していく、あるいは都道府県で独自の条例をつくり、行っているところも既に幾つも出ている状況でございますが、武庫川の河川整備計画の事業では、戦略的環境アセスメントを実施する。計画が決まってからではなくて、計画を決める段階における環境アセスメントの導入こそ重要であるという国の方針であります。この方針を取り入れることが必要であるという提言であります。66 ページの上段は、新しく書き起こしたものであります。

3 番目に、環境を優先した河道工事への対応指針ということで、河道対策のところでも触れておりますが、その環境部分を再掲しました。

4 番目には、県が検討中の河道改修における環境配慮の考え方と洪水処理施設に関する環境の概略検討についてをそのままつけました。これが 67 ページまであります。2) の具体のところについては、取り上げた内容は一緒なのですが、その指摘についてはかなり書き改めております。

では、68 ページの IV 章に移ります。超過洪水、危機管理の考え方と防災・減災の推進であります。危機管理の基本的原則以降、書き改めた点につきましては、後ほどそれぞれの主査あるいは執筆担当者から補足があればご説明いただきたいと思います。全体を通して私の方から説明いたします。

IV 章は、最初に申し上げましたように、原案では VIII 章になっていた部分ですが、危機管理に、まちづくりの章にあった水害に備える都市と土地利用政策を合わせたものであります。さらに、節の構成についても改めております。

まず第 1 に、危機管理の基本的原則として、危機管理の考え方については、原案の文章に若干修正を加えましたが、内容的には踏襲しております。69 ページの 4 つの基本的原則も、文章修正は行っておりますが、基本的な内容は原案を踏襲しております。3 つ目の節では、洪水対策と内水対策の違いを取り上げて、大幅に加筆しております。洪水対策と内水対策の違いを明確に位置づけて、それぞれに適応した対策をとらなければくあいが悪い。あるいは洪水、内水の被害が起きる原因もきちんと区分けした上で、対策を考えることが重要であることについて触れております。71 ページには、わかりやすく洪水対策と内水対策の比較表を入れております。

71 ページの後段は新たに書き起こしたものであります。整備計画と危機管理について、1 ページ半にわたって記載しております。まず第 1 点としては、新規ダムと関係しない危機管理であるということ。我々の議論の中で、超過洪水を含めた危機管理対策を進めることが、新規ダムを整備計画に含まないから整備目標が低い、だから危機管理が必要なんだという考え方をされている向きもあった、それは大きな間違いであるということを確認した部分であります。どのような規模の洪水に対しても、壊滅的な被害を回避するために危機管理があるということで、この提言の中では、計画規模以下の洪水でも、あるいは整備計画達成レベル以下の洪水であっても被害が起きることがあるし、現実に起きている、そうしたことにも備えることが危機管理としては非常に需要だということをする記載して

おります。

流域の危機管理に関しましては、特に整備計画において、上下流バランスで三田の市街地における平成 16 年台風の洪水に当てはめたら、上流での 1 / 30 の改修が終わっている、だから下流では 1 / 30 を目標にしなければ危ないんだと言われたことに対する委員会としての見解であります。上下流バランスのところでも、上下流バランス論の矛盾を具体的に指摘しておりますが、ここでは危機管理との関連で述べております。このあたりについては、いまだ解明されていない部分はありますが、最低 3,450、あるいはプラスアルファを加えても 3,550 程度の整備目標では、だから危ないんだという話ではなくて、超過洪水危機管理はその 300 の差に関係なくとっていかねばならないことであるというところについて、とりわけ後段では危機管理で考慮すべき事象について 2 つの考え方を述べております。このあたりについては、後ほど議論があろうかと思いますが、その際に詳しく補足したいと思います。

73 ページは、何回か前の委員会で、この問題について委員から説明があったときに使われたグラフです。整備目標における危機管理の対策の重要性というものを具体的に提言した部分であります。

： 2 節目は、都市と土地利用政策に関するもので、これは、まちづくりの VII 章にあったものを、この危機管理の中に持ってきた分であります。なぜ持ってきたかといいますと、水害に備える都市の対策というのは、まさしく川はあふれる可能性があるんだ、常にあふれる危険性を持っているんだ、あふれない前提ではなくて、あふれる可能性がある。その場合、都市の側の備えは、川の中に洪水を完全に閉じ込めるということを前提とした対策ではだめではないか。いわば、河川行政、治水対策と都市の側のまちづくり、都市行政とを完全にリンクさせねばならない。そして、都市の側で、川からあふれた場合に被害を最小にとどめるための対策を準備していく。それが都市づくりであり、土地利用政策であるんだというふうな提言の趣旨からであります。

具体的には、土地利用の変化と超長期的な計画の見直し、雨水の流出をもたらず開発の規制強化、大規模開発計画等への適切な流出抑制指導、街区の耐水化と耐水化建築の促進、浸水危険区域対策と土地利用の規制、さらに、公共公益施設、ビル、工場、マンションなどの新設にあわせた流出抑制施設の整備、貯留施設、また、河道狭窄部の拡幅と都市的対応策の連携、この中では、とりわけ阪神電鉄の鉄橋付近、特に尼崎側の武庫川駅周辺の都市計画とリンクした河道の拡幅ないしは堤防の強化対策を整備計画の段階から準備すべき

であるというふうに提起をしております。このあたりは、原案にあった部分で、若干の補強、修正が行われた中身であります。

危機管理の 3 つ目は、82 ページ、協働による減災システムの構築であります。これは、原案で、2 節 コミュニティによる自主防災、4 節 わが町わが家の水防災計画として 2 つに分かれていたものであります。それぞれについて、行政の課題が 2 つに分かれていた等々がありますので、1 つにまとめて、「協働による減災システムの構築」としてまとめ直させていただきました。1 つは、行政の課題、これは原案にあった部分であります。2 つには、流域自治体の対応、これも原案にあった部分であります。3 つ目には、住民の課題として、2 つに節に分かれていたのをここに一括しました。その 1 つとして、家庭レベルの目標を持つということ、これはわが町わが家の水防災計画の部分であります。2 つ目として、避難行動につながる知識を身につける。こうしたものをこの節にまとめました。

4 番目には、独立していた防災ステーションの整備を「協働による減災システムの構築」の中に入れました。2 ページにわたって記載しております。これも基本的には原案どおりであります。

続いて、V 章の流域環境からのアプローチというのが、環境に関する基本的提言としていたものであります。内容的には、森林の保全の次に 3 節として、水田の保全というものを新しく立てたということが主たる変更点であります。

自然環境の保全につきましては、内容を若干順番を入れかえました。(3) 河川対策時における環境配慮についてが、原案では第 1 項に来ておりましたが、これを 3 項に移して、場所に応じた川づくりを最初に持ってきたというのが主な変更点です。内容的には大きな変更はございません。

続いて、森林の保全につきましては、森林の保全の考え方は、大きく変更のあったところは、93 ページ、森林保全の推進のための方策の部分が少し補強されております。前文にあたる部分で、4 行目から「継続的な保全とは……」ということで、兵庫県が策定した森林機能配置図、県民緑税等々について記述をふやしております。

1) 流域の森林保全の基本的な考え方につきましては、追加、補強した部分であります。そして、森林の転用、乱開発から守り保全するための方策、新都市事業計画区域を対象とした維持管理ということにつながります。

水田の保全につきましては、前回、第 48 回流域委員会で委員から提案されたものを加筆しました。当該の委員からは 5 ページにわたる原稿が提案をされましたが、全体のバラン

スの関係から、ご無理を願って、1 ページ半程度に圧縮した形で、水田と環境の保全というところにかかわる部分だけを2 節にわたって追加させていただきました。水田の多面的な機能と保全の考え方を1 節として述べました。96 ページ、2 節目に水田の保全を推進するための方策を6 点にわたって具体的に述べております。この章では、最後に、正常流量のあり方、これは原案どおりであります - - を加えております。

環境の2 つ目の章は、100 ページ、VI 章、健全な水循環系の回復と創出であります。この章については、大きく変更したところはありません。水循環の概念と適用、103 ページ、流域社会における水利用特性、108 ページ、上下水道および水収支、115 ページ、土砂の収支、116 ページ、水質があります。水質の117 ページのところ、(2) 水質の保全に関する提言というのがありますが、この中で水質の悪化について若干加筆をしております。5 行目、6 行目あたりから5 ~ 6 行加筆、さらには118 ページの具体の提案の中で、6) として、水質改善に向けての具体的な対応の仕方ということを加筆しました。また、121 ページに、統合モデルという提案がありますが、本文の中では修正漏れがあります。先ほど修正の正誤表が1 枚もので配られておりますが、4 行目の最後、「一般的に述べることができない状態であるが、基本的には戦略的環境アセスメントの考え方に立つべきである。」ということを加筆、修正するというのが事務処理上漏れておりました。それを追加いたします。

次に、VII 章、流域環境とまちづくりであります。この章は構成が何回かにわたって大きく動きました。最終的に VII 章として、まちづくりの提言をここにまとめました。1 節は、まちづくりの視点からの武庫川づくりというのは何なのか、基本的には、武庫川を知る、楽しむ、つきあう、こうした方法を実現していくためにはという形で、川の役割の変化と今後の川づくりの視点とか、周辺環境との連携、人口の減少と土地利用の変化を視野に入れた計画づくり、流域連携の仕組みづくり、基礎資料づくりという5 点をここでは列挙しております。これは、当初まちづくりからの提言の前文にあった部分からセレクトしたものであります。127 ページには、具体の提言として、武庫川づくりの基礎資料の整備と活用、武庫川カルテの整備と公表、武庫川塾ネットの整備と活用、環境を軸とした上中下流の連携、川づくりにつながる川の学習、武庫川「流域文化」の育成と伝承という5 つの項目を提言しております。このあたりは、内容的には大きく修正したところはありません。

3 節では、流域景観の保全と創出を盛り込みました。若干の修正と資料について添付資

料に回したものはありますが、これも基本的には原案にあった景観のところの提言をそのまま持ってきております。

145 ページ、「河川空間のあり方と都市的活用を見直す」も、原案にあった節を基本的にはそのままこちらに移して収録しております。

151 ページ、VIII 章「総合治水の武庫川づくりを推進するために」という最終章は、これまでの個別の各論の提言をどのように総括的に進めていくのか、いわば体制づくりであります。これについては、原案では IX 章の流域連携を進めていくためにの中にあつた部分と X 章のこれから推進していくためにというものを合体して、修正を加えたものであります。

151 ページのこの章の前書きの部分は、新たに書き起こした分で、今申し上げたようなこの章の位置づけを述べております。この章では、1 節に、河川管理者である兵庫県と地元の流域自治体に取り組むべき課題と方策を行政の取り組み体制として記載しております。そして、流域の住民が連携して主体的に武庫川づくりと武庫川を生かしたまちづくりに取り組んでいくための連携組織づくりを 2 節として取り上げました。さらに、整備基本方針と整備計画を策定し、武庫川流域委員会の任務が終了した後の参画と協働による推進体制を 3 節に掲げました。

1 節、行政の取り組み体制としては、原案では IX 章にあつた総合治水対策推進本部の設置、知事をヘッドにした推進本部をつくるべきである。これは原案に記載したとおりであります。冒頭に持ってきました。2 つ目は、これも IX 章にあつた総合治水条例の制定を検討するというを入れました。3 つ目には、原案の X 章に入れていた流域自治体との連携と協力を持ってきました。原案の原稿にかなり加筆してありまして、書き出しの 7 行ぐらいの「武庫川の河川整備を推進していくためには、流域 7 市の基礎自治体の連携と協力が欠かせない。河川法においても、「河川管理者は地域住民とともに流域自治体の意見を反映させて河川整備計画を定める」と規定しているが、流域ぐるみで総合治水を進めていくとなると、流域自治体の役割は計画策定段階での意見の反映にとどまらず、流域各市の理解と積極的な協力がなければ事業の進展は望めない。とりわけ、農林業やため池の管理、学校や公園、都市計画や開発行政、防災・減災対策など流域対策と危機管理対策には市町村の役割が大きい。また、地方分権による権限移譲が進むにつれて、基礎自治体の役割が河川行政においても一層増えていくことになる。」というところは加筆しました。さらに、153 ページの最後のフレーズ、「重要なのは、計画策定以降の関係である。」ということで、

現在県がつくっている流域7市との連絡会というのは事務連絡程度で終わっているということで、今後は日常的な流域対策を推進していくためのそうした連携と活動が要るだろう。具体的には、流域の自治体というのは3つの役割があるのではないかと。1つは、河川管理者である兵庫県との連携、協力、2つ目には、河川とかかわりの深い農林業をはじめ、都市計画、土地利用規制、教育などはいずれも基礎自治体固有の行政であって、武庫川の整備や活用、将来のあり方にかかわることは、自治体本来の行政課題であるということ、3つ目には、武庫川づくりに取り組む流域住民にもっとも接点を持つ行政機関であり、多様な住民・市民の連携を促し、活動を支援していくためにも、流域自治体の役割は欠かせないということを指摘させていただいております。

2節は、流域連携の取り組み体制であります。まさしく上流から下流までの住民が主体的にかかわっていくということなくして、武庫川の総合治水は進められないということがあります。参画と協働の川づくりをやっていくためにも、住民の主体的な役割は極めて重要であるということに触れた上で、原案でIX章にあった武庫川流域圏会議の発足と支援、武庫川学会の設立と支援という2つの組織の設立、支援をこの節では提案しております。

155ページの3節は、策定した計画のフォローアップと計画実施段階の参画・協働システムであります。ここでは、原案のX章にあった部分とIX章にあったフォローアップ委員会の設置をまとめております。1つは、フォローアップ委員会について、武庫川流域委員会が解散した後の計画執行段階における参画、協働、場合によっては計画の見直しを行っていく上で、フォローアップ委員会が県の第三者機関として必要であろう。それを具体的にどのような形でつくるべきかという提案であります。2つ目には、この提言に基づいて策定される基本方針と整備計画は、30年の整備計画がそのまま30年間続くわけにはいかないだろう。これからの世の中の大きな変化、あるいは資料の蓄積等々によって、計画の見直し、前倒しによる新しい計画の策定、基本方針の見直しも必要だろう。そういったローリングについて、原案でX章で触れたものをほぼそのまま収録しております。

以上、8章構成でこの提言書を再編成いたしました。

最後、157ページに、「おわりに」というページを追加させていただきました。具体的な提言ではありませんけれども、こうした提言をしていくにあたってということで、委員長としての署名をつけましたが、1点目は、海図なき航海にこぎ出すというふうに宣言したこの委員会の活動が、ゼロベースからとことん議論を重ねていくというふうにやってきたその意味合いに触れております。かんかんがくがくの議論をしながら、この提言書をま

とめてきた。その中では、委員会の委員の地道な汗を流した活動があったんだということ
をぜひご理解いただきたいということでもあります。

2点目は、この委員会が提言してきた内容というのは、これまでの河川行政から見れば、
新しい価値観に基づくものだというふうに受け取られがちでしょうけれども、今時代はこ
の流域委員会が提言している内容の方向に沿って大きく動いている。ただ、過渡期である
がゆえに、行政の政策の現場に反映することにちゅうちょする部分が多いだろう。そうい
う現実をよく理解するし、この委員会の議論の中でも過渡期の難しさを体験してきた。し
かし、これまでのやり方をそのまま踏襲した計画をつくるのだったら第三者機関は要らな
いわけでありまして、新しい時代を見通した上で、その先を読み込んだ提案をしていくと
いうのが第三者機関の責務であり、その意味でのこの具体の提案を酌み取っていただきた
いということでもあります。

3点目には、事務局のあり方につきまして若干付言をしております。流域委員会は、自
主的な運営といいながら、事務局は県の河川管理者の河川行政の担当部局がそのまま担う
という形をとってきたわけでありまして。一級河川の流域委員会では、最近事務局を第三
者のコンサルタントに委嘱して、委員会に帰属させているというところが多いわけであり
ます。ただし、それには膨大な費用もかかるわけで、費用の潤沢な国だからこそできる
というふうな議論も聞いてきました。しかしながら、私たちの流域委員会は、そのような体
制をとった結果、事務局が、時には流域委員会の立場に立つ事務局であったり、時には河
川行政のいろんなしがらみに縛られた中での対応、発言しかできないという2つの顔を持
つことになった。そのことが事務局のスタッフにも多大な苦勞をかけたのではないかと
いうふうに私たちも思っております。このあたりをどのように乗り越えていくかということ
がこれからの大きな課題ではないかということに触れました。

最後には、これだけの時間を費やした議論にもかかわらず、たくさんのことを積み残し
しております。これらについてどのように解決していくか、あるいはこの後どのようにこの
委員会の提言を県行政がきちんとした計画の中に、あるいは県の施策の中に反映してい
くか、このことが私たちとしては大変重要な課題だと見ており、多分委員会の委員だけ
ではなくて、この委員会の審議を見守っていただいた数多くの流域住民の関係者が固唾をの
んで見守っていることではないかということで、私たちは、この提言が実り多い形で、河
川行政の中に、あるいは県行政全体の中に生かされることを期待しているということに最
後に触れて、締めくくらせていただきました。

以上がこの提言の全貌であります。最後には添付資料をつけております。この添付資料は、主に IV 章、V 章、VII 章にわたる資料になっております。最初に事務局からご説明がありましたように、この資料以外に、参考資料として、一緒に添付するには資料的に膨大であるということもあって、別途別冊でつけるものを置きました。これは参考になるものとして閲覧用としては置きたいわけですが、配布するにはコストの関係から大変難しいということで、参考資料として別途別冊をつけるというふうな構成にさせていただきました。

少し時間が長くかかりましたが、以上が本日の提言書の最終案でございます。ありがとうございました。

今からこの案に関しましてのご質問、ご意見等をいただきます。

私の方で全章にわたって一括してご説明をしましたが、主な執筆者、あるいは担当の主査等から、とりわけ原案以降に修正した部分について、特にこの点を強調しておきたいという補足があれば、ぜひ補強意見をお願いしたいと思っております。私の方からは以上で終わらせていただきます。

質問をお聞きした上で、補強した方がいいでしょうから、まず質疑からいきましょうか。また、この提言書の最終案に関しまして 3 名の委員から意見書が出ておりますが、ご発言の必要がある部分でしたら、今ここで一緒にご発言をいただければと思っております。

加藤委員 きょう、私、資料 4 - 3 を出させていただきます。時間的に今のこの時期に出すのは申しわけないなと思っているんですけども、委員の皆さん方にご判断をいただければ結構かと思っております。

先ほど委員長からも説明がありましたように、この委員会の一番大きな論点として、総合治水を推進するというような方向が示されました。総合治水の中でも、河道対策あるいは洪水調節施設は特定の権利者がいてやるわけですけれども、多くの流域市民がかかわる流域対策については効果量としては極めて少ないんですが流域対策を推進するということは非常に重要なことだと思っております。その中で、私が具体的に言いたいのは、前々から言われておりますように、武庫川の源流域、篠山市の最上流部は、非常に恵まれた自然環境でもありますので、そのようなところを総合治水のモデル、というよりもシンボルという位置づけをして、森林整備をすると。あくまでも治水、利水、環境に配慮した森林整備をする。できれば、そういう位置づけをどこかに入れていただければというふうに思っております。

先ほどの説明の中にもありましたように、森林については数値化しないということにな

りましたけれども、資料収集に努めるということもございますので、そういう研究の場、フィールドとして活用できないかということもございます。具体的には、ハードといたしますか、森林整備については、流域住民の方たちが拠出しております県民緑税、方向としては同じような趣旨ですので、それで可能ではないかと思っております。流域対策等々につきましても、整備計画の中なりに位置づけて、早く実施していくことが大変重要ではないかと思っております。

そういう意味では、この時期に本当に申しわけないんですけれども、どこかに位置づけをすれば、早々に取り組むことが可能ですし、ここには下流の市民の方々も大変多く来られますので、具体的に総合治水のPRも行えるのではないかと思っております。委員の皆さん方のご意見を伺わないといけないと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

松本委員長 源流域の保全推進をシンボル化するための具体的なイメージ案みたいなものは、加藤委員何かありますか。

加藤委員 ご承知のように、兵庫県では災害に強い森づくりというのが進められていまして、それが結果として治水、利水に大きく影響する。具体的に言えば、森林の整備というのは、立木の密度管理そのものだと思うんです。土砂の管理が一番ありますが、多様な森林の造成といたしますか、いわゆるスギとかヒノキの単純林でなしに複層林化、いろんな樹種が混在するような林を造成していきながら、そこにおいて下流の方々に対しても、上流でこういうことやっている、治水にも十分貢献しているんだよということを見せることが必要ではないかと思っております。

伊藤委員 今の加藤委員のご提案ですが、具体的には龍蔵寺とお書きになってはいますが、真南条川の上流の人工林は、前に森の勉強会に来られた蔵治先生がご指摘されたように、表土が流出していることを示す土人形があちこちにあるというような状態になっておりますので、そういったものをなくすということは、表土の流失に対して効果があって、森林整備に効果があるということになると思っておりますので、ぜひこういったものは推進していただきたいと思っております。

田村委員 今の加藤委員のご提案はすばらしいと思っておりますので、この提言書の中で、まちの分野で、川まち交流拠点というのを提案していますが、それをシンボルの一つとして、ゾーンとして交流拠点を整備する方向でこれから検討していくというふうに位置づけていけば、提言書の内容ともリンクしますし、地域の自治体、あるいは地権者さん、あるいは武庫川を利活用するの方々、みんなの関心が集まってきて、モデル的に一番取っかかりやす

いというふうに思いますので、そういう提案をしたいと思います。

佐々木委員 きょうの提言書の表紙を見ていただきますと、一番初めのころにつくりました武庫川のシンボルマーク、先ほども加藤委員から森林のシンボルとしての位置づけというお話がございましたが、このシンボルマークの真ん中に、治水、利水、環境の山 - - 森林が描かれております。流域面積の 63% を森林が占めているということで、先ほどもお話がございましたように、当初、別途森林の勉強会を行ったということもございましたし、武庫川づくりのシンボルマークの中にも森林が根底にあるということで、加藤委員の提言もこういった部分に盛り込まれているのではないかというふうに私は考えております。

畑委員 今、加藤委員初めお話がありましたが、今回水田のことを加えていただいております。森林とともに、水田の治水を含めた機能というのを評価されておりますので、具体的な事業も始まっているということもありまして、まちづくりを含めて、三者共同的な総合治水にかかわるイベントを含めた全体的な総合治水の重要性並びにその推進についての取り組みを意識して、追加的に書く必要はないかもしれませんが、そういうことを検討いただければと思っている次第です。

松本委員長 三者というのは、森林、水田、まちですか。

畑委員 そうです。

酒井委員 今、加藤委員が適切な提案をされました。武庫川の流域の山は概してやせ山だということになっておりますけれども、加藤委員のおっしゃるように、総合治水の一つのシンボルとして、上流域には市民に非常に親しまれている虚空蔵山とか白髪岳とかがあって、そこへ市民が訪れることによって、源流域の山を見、緑のダムとしての効果も理解できると思いますので、加藤委員のご発言は適切であると思います。

佐々木委員 12 ページの審議過程における 3 つの取り扱い原則というところで、真ん中あたりに武庫川の水循環の概念図というのがございまして、これはシンボルマークと密接な関係がある図なんですけど、この中に森林のことも含まれております。後ろの添付資料を見ましたら、入っていなかったのですが、これは削除ということではないのでしょうか。

松本委員長 資料で忘れてますね。

佐々木委員 これの中に加藤委員のことも盛り込まれているかと思うので、そこに水田をプラスすればいいのかなと。

それと、前回の資料には、下に総合治水と提言の構成イメージ図という書き込みがあったんですけども、今回 12 ページの下の空欄のところにそれがなくなっています。これは

どうということですか。

松本委員長 これはもう製本してしまっていて入らなかったの、先ほどの説明資料、A3の1ページの色刷りしているのを、A4サイズにしてここに1枚入れようかという話をしていまして、製本する段階ではそれを入れます。

佐々木委員 わかりました。

中川委員 意見というよりも、この提言書に盛り込むためのテキストの修文のご提案ですが、今のお話を伺っていまして、94ページのii)森林の機能増進を図るための公的管理の推進のところ、1行半ほど足すと、ここには県民緑税のことも言及しておりますので、先ほど来の加藤委員のご提案や皆様のご意見が反映されるのかなと思います。

提案書の文章を読み上げてみますと、「...期待する。」の後ろに追加すればよいのではないかと思うのですが、「具体的な推進にあたっては上流域(保水地域)にモデル地域を定め、川まち交流拠点ともリンクして推進することを提案する。」というふうに入れてはいかがかと思いついておりました。

モデル地域という言葉がよいのか、先ほどの加藤委員の提案にあったシンボル地域というのがよいのか、ちょっと迷うところではありましたが、モデル地区というのがわかりやすいかなと思って、そういうふうにご提案いたします。

松本委員長 先ほどからの議論について、今具体的な提案をいただきました。この提言の中では、例えば具体的にどこで何をしたらいいかというふうなことについて、触れている部分はありますが、まだそこまで精査が進んでいない。候補としては、資料として幾つか列挙した部分はありますが、個別地点をどうせよというふうなことは、裏づけがきちんとしていないところは控えてあるというふうな構成になっているんですね。だから、先ほどからの議論の分は、包括的な意味合いではどこかで全部入ってきているわけですが、そこからどこで何をやるかという具体の提案を導き出すのは、まさしくこれからの作業だろうというふうにご考えます。

今の中川委員からのご提案も、どことどこというのではなくて、包括的な形で、モデル地域と川まち交流拠点といったところとのリンクを提案する。この中に源流地域があったり、ほかにも幾つか出てくるかと思いますが、そういうふうなことをこれから実行段階で検討していただくという意味合いでは、今の加筆のご提案は趣旨に沿っているのではないかと思います。加藤委員を初め何人かの委員のご提案をそのような形で反映させるということによろしゅうございますか - -。

では、そのような形で、今ご提案があったような文章を加筆することにさせていただきます。

ほかにご意見はございますか。

奥西委員 資料 4 - 4 の私の意見書について、少し意見を述べさせていただきます。

この趣旨は、河道の洪水通過能力に関して、一応県から出されている数字に従って提言書では考えておりますけれども、この河道の通過能力の基礎となっている粗度係数の評価に関しては検討すべき点が残っているということを書いております。しかし、河川管理者の側ではその趣旨が十分理解されていないように思われますので、これまで傍聴意見を含めて議論してきた粗度係数に関する議論を私なりにまとめております。

これを全部言う時間は節約したいと思いますので、端的な問題として、2 ページの下から 3 分の 1 ぐらいのところに書いておりますが、県の方では 1 km ごとに粒度組成を調べて、それに基づいて粗度係数を評価したとされておりますけれども、なぜか 3 km 地点はどんな場合でも調査がされておられません。調査がないので、ほかの地点の値を使ったということになっておりますが、それはどう考えてもおかしいわけです。ここに書くのをちょっと忘れたと思いますが、セグメント区分というのがありまして、セグメントごとに粗度係数を評価するということになっておりますが、このセグメント区分を再検討すべきだという意見が傍聴意見からも出ておりましたし、私もそういうことを申し上げたと思います。

この 2 点に関して、県側の現時点の最終的な答えは、流域委員会が提言してくださったら、それについて再度独自に判断して決めますということになっております。これは非常に不可解なことであって、流域委員会の意見に従いますというのだったらまだ話はわかるんですが、従うかどうかはこちらで決めますと言わんばかりに、あたかも流域委員会を県組織の下部組織であるかのようにみなしている意見表明であって、こういう状態では果たして我々の提言書のこの項目を真摯に受けとめてもらえるのか、非常に怪しいという気がいたしましたので、これまでの議論を私なりに整理したものです。

以上です。

松本委員長 この件に関しては、冒頭の運営委員会の報告で申し上げましたが、奥西委員のご意見は意見書の方で詳細に述べられておりまして、県からの回答は回答文書を添付しております。委員会としましては、このあたりもワーキングチーム会議、拡大運営委員会で議論をして、先ほどご説明したように今後の課題として提言に修正加筆をしております。

その中では、具体的な形での調査を積み重ねないといけない部分を、個別の 3 km 地点がどうかという形ではないんですが、もう少し包括的な形で指摘をし、そのことを県の責任できちんとやるべきであるということを提案の内容にしておりますので、今奥西委員の指摘されたことを踏まえた委員会の考え方は既に提言の中に盛り込んでいるというふうに理解しております。そのことを改めて念押しをされたご意見として承っておきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

奥西委員 はい。

中川委員 本日委員長の方で、大幅に加筆したところということでお話がありましたが、71 ページの整備計画と危機管理の中の節として、新たに起こした部分、あるいは堤防強化のところで書き足した部分がございます。その点について補足的にお話をしたいと思うのですが、今回の提言書というのは、委員長も先ほどお話しされたように、ダムのあるなしというのは議論の出発点でも何でもなくて、あくまでもそれは結論だということで、全くそのとおりだと私も思っております。

この提言書で一番大きいこと、我々が議論してくる中で非常に大きかったポイントというのは、危機管理を重視して議論してきたこと、そして総合治水への転換をするんだと。この 2 点が非常に大きいというか、この 2 点に尽きるのではないかと。ダムを整備計画でするしないというのは、いわばその方法論の選択肢としてどういうものを選択するかという話の中の話であって、間違ってもダムをするかしないかというのが一番出てくるような話ではないだろうと私は考えております。危機管理を重視するというのは、例えばまちづくりのワーキングの中で土地利用についても議論いたしましたし、そういうようなことがこの提言書の中になんかフィードバックされて、テキストとして入っております。

そういった中で、前回の委員会で原案を出した時点で、傍聴者の方からご意見がございまして、その後意見書というような形でも寄せられていたんですけども、ダムを整備計画でやらないから危機管理が要るというようなご指摘がございました。これは、委員長が先ほど明確に否定されたように、考え方として全く逆で、委員会としてはそういう考え方はしていない。あくまでもまず危機管理というものがあるんだと。その中に方策としていろいろな選択肢がありますよねという議論をしてきたわけです。そういうようなことで、整備計画と危機管理というところで節を立てて、今申し上げたようなことを少し詳しく説明させていただいております。

とりわけ、県が当初提案してきていた 1 / 30 というところで、1 / 30 の 3,882、委員会

が出しているのが 3,450 プラスアルファということで、そこに数字として差が出てくる。この差があるから危機管理だろうというご指摘が傍聴者の方からあったわけですが、決してそうではございません。危機管理というのは、37 ページの下から 5 行目のところをごらんいただきたいと思いますが、これは川谷委員に追加していただいたテキストなんです。が、「「堤防決壊の起こり易さ」は洪水の規模と河川の整備レベルによって異なり、決壊の可能性は堤防越流の有無に大きく左右される」ということなんです。我々委員会が考えていることというのは、どんな規模の洪水が来ても壊滅的な被害は起こさないようにしよう、そういう対策をこの流域でとっていかうというのが一番大きな原則でございます。

そういうことを考えたときに、整備計画ではどういうことができるのかというふうに考えますと、1 / 30 の先ほど言いました 300 足らずの差で何が起こるか、だからそれに対してどういう危機管理が要るのかというのは実は書けないわけなんです。堤防決壊ということに対してどう対応するかということを考えれば、どのようなレベルを持ってきても、対策としてはとり得ることは同じことですので、そのようなことをこのテキストのところで展開させていただいております。

委員会の外には、素人が議論してもというような指摘がしばしばあるようにお聞きしておりますけれども、この提言書を読んでいただいたらわかると思いますが、この提言書は、議論してきたことを踏まえて、複数の委員がみずから執筆してきています。書き手によって若干のトーンの違いというものはあるにしても、委員会の議論が果たして素人的な外的な議論だったのかどうかというのは、この提言書をしっかりお読みいただいた上で評価していただきたいと思っております。

危機管理というのが、ダム云々ということとは次元が違うところで存在しているということ、そういうふうにシフトして行ってほしいということを私は非常に強く申し上げたいです。し、危機管理を重視すること、総合治水へ転換していただくというのが非常に大きなポイントだということを強調したくて、発言させていただきました。

松本委員長 今中川委員からご指摘があったことに関連して、1 つだけご報告というか、注意を喚起しておきたいんですが、今、各行政機関、自治体は、国の新年度予算要求、概算要求の時期に入っております。各流域の自治体も、県に対して要望書が集中しております。その中で、我々の提言に関連すれば、武庫川の治水対策についてという要望書も入っております。最近目にした 1 つの例ですが、具体的に申し上げますと、西宮市さんの県に対する要望書の中では、武庫川の治水対策について、整備計画における 1 / 30 の治水対

策を県の責任でやってくれということが文章として入っております。先般のヒアリングのときにもそのように助役さんの方からご意見がございました。

ただ、1 / 30 というのは一体何を意味しているのかというところについての十二分なご理解を得た上でそのような主張をされているのかどうか、我々にとっては全くわからない。きょうの提言の中でのるご指摘しているように、結果としての数字だけのやりとりを我々はしてきたわけではないわけです。この提言書に盛り込んでいる整備計画の目標をどこに置くのかということは、単なる 1 / 30 か 1 / 20 の問題ではなくて、どのように武庫川の治水を考えるのか、どのように安全を守っていくのかというところを総合的にとらえたものです。この提言に対して、そうじゃない、1 / 30 でなかったらあかんだということだけを出されるについては、私自身としても極めて遺憾だなと思っております。

したがいまして、必要があれば、西宮市さんと委員会のこの議論をしているメンバーと懇談をして、提言の趣旨をご理解いただく、意見交換をする機会を得なければならないのではないかというふうに私自身は思っております。今後どうやるかということについては、後ほどの議題でございますので、ご意見をお出しいただいたらいいかと思いますが、今 9 月議会が始まりつつありまして、流域の各自治体でも、武庫川流域のこの提言に関する質問通告が既に幾つかの議会に出ております。それでどのような議論をされるのか、議員さん自身がどのような認識で質問されるのか、そして行政の側がどのような認識でどのような答弁をするのかということは、流域委員会としても、提言そのものが議論をされるのですから、非常に関心を持って見守っていきたい。必要に応じて流域の自治体さん、ずっとオブザーバーとしてご出席していただいているのですから、そこについて委員会と意見交換をする場をお持ちいただきたい。そういう方向を考えなければ、流域委員会としての説明責任は果たせないのではないかというふうにも思いますので、少しその辺をご報告しておきます。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

土谷委員 提言書の 28 ページの表で、いろんな効果量が出ていて、基本方針よりも整備計画の方が効果量が多くなっているというのがあります。これは一般の市民は理解するのが難しいので、注釈をつけた方がいいというふうに運営委員会で言いましたら、それに関しては、13 ページの真ん中より下の方で、効果量が違うことについては説明が書いてあるから、いいということになったんですけれども、もう一度よく読み直してみたら、一般の市民というのは、予備知識がなく初めて読む場合に、13 ページに書いてあるからといっ

て、わからないと思うんですね。

それで、28 ページの表の下にスペースがあいていますので、注釈を入れて、基本方針では 1 / 100、整備計画では 1 / 30 の雨に対する効果を発揮するように施設を改良するので上記のような効果量になるとか、そういうふうな言葉を入れておいてあげると市民にわかりやすくなると思うので入れていただきたいと思います。

松本委員長 これは運営委員会、ワーキングで、土谷委員から何回もご指摘されているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。この表に補足が必要ですか。

伊藤委員 13 ページを引用して書いた方がいいと思います。「13 ページにあるとおり」でもいいし。これが独立すると、表だけひとり歩きする。

松本委員長 空欄のところは、先ほど申し上げましたように数値化しないものが入るんですが、欄外の注釈で、13 ページに記述のとおり云々と、ごたごたした話ではない程度で入れておきますか - -。

では、これは事務的な形で処理をします。

ほかにございますか - -。なければ、この提言書の内容につきましては、本日のこれで決定するというところでよろしゅうございますか。なお、A 3 の説明資料の取り扱いですが、先ほど申し上げましたように、裏にカラーで入っている全体の構成イメージは、A 4 サイズにして構成イメージとして 2 章の総合治水の最後のページに、カラーはなしになるかと思いますが、1 ページ挟むということにしております。これはこれからの具体策を考えていく上での県当局、あるいは委員会、あるいはさまざまなこれから議論していくときにキーワードとして参考資料になるだろう。ただ、詳細な右端の拾い出しは、事務局の方で徹夜作業をしながら作業をしてもらいましたが、内容についてまだ完全に精査できていません。場合によっては、誤りがあったり過不足があるかもわかりません。それについては、後刻チェックをした上で、参考資料として別途必要に応じて取り扱う。提言書の本体としては入れないというふうな取り扱いにさせていただきたいんですが、それでよろしゅうございますか - -。

では、そのような取り扱いにして、本日のこの提言書の最終案は、先ほどのように幾つか加筆修正することも含めて、これで決定する。採決はとりませんが、ご異議なしと見て、全員一致でこの提言案を採択するというふうにさせていただきます。きょうご欠席の中で、岡委員の意見書を拝見すれば、いろいろ思いは書かれておりますが、この提言書案については異存はないということが書かれておりますので、ご欠席であります、岡委員も含め

て、この提言案については全員の賛成が得られたというふうに取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

では、ここで 10 分間休憩をして、これからどうするかということの議題に入りたいと思います。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

この提言書が採択されましたので、これをあす 11 時に知事に提出をさせていただきます。あとは、県の方で、この提言書に基づいてどのような整備基本方針並びに整備計画の原案をつくるかというところに焦点が移るのではないかと。ただ、当委員会は、その原案ができるのを見守る、先ほどの後書きのところでは、固唾をのんで見守るというふうにちょっとオーバーに書きましたが、どのように反映されるのかということをもさしく見守るしかないということであろうかと思えます。

ただ、提言をまとめるについて、長時間をかけ、最終段階の 8 月に入ってからおよそ 1 カ月間は、推敲に推敲を重ねる議論を行ってきました。先ほど経過について申し損ねましたが、特に 9 日の原案以降、その修正と書き直し、加筆、そして 15 日までにほぼ全委員からいただいた修正意見を 17 日から 19 日まで 3 日間、ほとんど真深夜、未明までかかって、主要メンバー 5 人の方々はメールでのやりとりをしながら作業をしていただきました。それだけのことをやった中でも、なお十二分に検討し尽くされたとは言えない持ち越し課題も多々あるわけです。どこかで時間を切らなければならないということで私たちは作業をしてきたわけですが、そうしたことをこれからどうしていくのだろうかということが既に運営委員会で議論になっておりますし、本日の意見書でも出ております。

したがって、今からの議題は、これからの委員会をどうしていくか、運営委員会でのかいつまんだ報告は先ほどしましたが、もう少し詳細な運営委員会での報告をした上で、これからの進め方についての確認をしていきたい、あるいは課題を明確にしていきたいと思えます。それでよろしいですか。

中川委員 資料 3 - 1、資料 3 - 2 について、説明を割愛するというのは運営委員会で決めたとおりの進め方なんですけれども、それぞれの資料について、指摘が 1 点、確認が 1 点ございます。ちなみに、両方とも運営委員会でもこれといった説明をしていただいている状態ではないということをおし上げておきたいと思えます。

まず、資料 3 - 1 につきましては、これまでの資料を再整理する形で出していただいた

資料だと理解していますが、1 ページの 1 . 整備計画の考え方のところで、若干気になった記述がございましたので、ここで申し上げておきたいと思います。

1 つ目の丸ぼつ、河口～青野川合流点の区間は、上下流バランスの関係から 1 / 30 を目指すということですが、今まで委員会に河川管理者さんの方から説明されておりましたのは、全川で 1 / 30 を目指すと。それがいわば論拠になって、全川で 1 / 30 だから、下流側でも 1 / 30、甲武橋では 1 / 30 というようなお話をさせていただいていました。けれども、この資料によりますと、青野川合流点から以上と区間を切っておられる。つまり、水系一貫して 1 / 30 を目指すのではないんだと。河川管理者さんの方がそのように整理された資料なのだということを 1 つ指摘しておきたいと思います。このあたりを議論すると、また振り出しの議論に戻ってしまうというか、水系一貫 1 / 30 の論拠というのは何なんだという話に戻ってしまいますので、指摘だけにとどめたいと思います。

資料 3 - 2 は、前々回でしたか、傍聴者の方から、二級は全国的に 1 / 30 で統一されている、あるいは 1 / 30 にするように指導されているので云々というようなご指摘があって、それに対してそうなのかということについて整理していただいた資料ということでございます。要するに、1 / 30 で統一されているということではないということを確認させていただける資料になっていると。中には 1 / 70、1 / 100 というのもございますし、1 / 30 で統一されている、あるいは 1 / 30 で統一するようになっているということではないということが理解できる確認の資料だということを申し上げておきたいと思います。事務局さん、それでよろしいですね。

松本委員長 今の中川委員の理解でよろしいですか。県から何か補足説明がありますか。

渡邊 河川計画課の渡邊です。

資料 3 - 2 の内容そのものが、今おっしゃったとおりになっております。

松本委員長 3 - 1 も。

渡邊 3 - 1 もそうです。最上流部については、現実的に 1 / 30 を目指す区間からは外しております。

松本委員長 中川委員、それでよろしいですか。

中川委員 はい。

松本委員長 では、この資料に関しては終わらせていただきます。

先ほど申し上げましたように、流域委員会の今後の予定、運営にかかわる議題を上げさせていただきます。

冒頭に運営委員会の報告を資料 1 - 2 でさせていただきました。資料 1 - 3 は、委員長の補足的なメモとしてご理解いただいたらいいんですが、第 62 回運営委員会の協議結果として、今後の活動について、まだ確認はされていないけれども、このような考え方が出ているということです。

1 点は、2 つ目の黒菱のところですが、提言書の流域等への周知については、2 回の運営委員会の中で県との間で協議をしたんですが、県の方も、経費、体制の関係等も含めて、まだ方針が定まっていない部分があります。本編は大部なものになるので、これを全部に配るとするのは大変なことだし、コスト的にも大変だ。配られても読まれないというようなところから、各項目についての要旨をまとめた概要版をつくってはどうか。目標としては 1 割ぐらいに圧縮するものはどうかということをやりました。現在、おおよそ集まっている原稿は、まだ精査はしていないんですが、1 割よりもかなり上回るような量になっております。これを全部集めて、概要版として手ごろな分量のものに編集し直さねばならない。これは当然ながら委員会の責任でもってやらねばならないということでもあります。

もう 1 点は、流域の住民の皆さん、あるいは自治体に周知、説明をする機会が必要ではないかというふうに言われてきました。リバーミーティングのようなものを開催するののも一つの案だなということで検討しましたが、県の方からは、経費的な面とか何とかで難しいというふうな答えが返ってきたままで、じゃあどうするのかというところは決まっておりません。方法としては、そのような説明会を開くという方法、説明会を開いたとしても、文書は必要である。ではこの 200 ページ近い文書をどの程度印刷するのか、概要版をどの程度印刷して、どのようなところに配布するのか、あるいは、運営委員会で議論されたことと言えば、例えば県政だよりというタブロイド判の広報紙がありますが、その中に 4 ページとか、6 ページとか、8 ページとかに集約したものを挟み込んで、流域に全戸配布するという方法も考えられる。それぞれの作業とか費用というところについて、まだ明快な協議ができていない状態であります。

もう 1 つは、とりわけ下流地域の浸水の被害が想定される地域では、小学校区単位ごとに説明会を開いてはどうかという案も県の内部では出ている。100 校なのか、50 校なのかわかりませんが、そういうふうなレベル、あるいは上流部でも一定の単位での説明会はあるだろうということは県の方としても認識している。その説明会をだれがいつどのような形で、どのような資料でもってやるのかというところについてはまだ見えていません。

これまで出ている案を含めて、さらに検討、協議しなければいけない。その辺を次回運

営委員会を 9 月 13 日に開催して詰めようということになっております。

2 点目は、提言書を取りまとめる 7 月段階から委員の議論の中でしばしば出ていますが、運営委員会では真正面から取り上げておりませんが、提言の内容について、積み残した課題とかフォローアップしなければいけない問題、具体的に言えば、既存ダムの治水活用、とりわけ千苅ダム等の方策の追加検討が必要かどうか、あるいは武庫川カルテの整備と編集等の前作業などが必要ではないだろうか、印刷物にする作業が必要ではないだろうか、それは流域委員会がかかわるのではなくて、違う組織がやった方がいいのではないだろうか、このあたりも、先送りするのではなくて、何らかの先鞭をつけておく必要があるのではないかとということです。

3 点目は、運営委員会報告の中で申し上げましたが、原案がいつごろ出てくるかということでもあります。基本方針についての原案が、遅ければ年度内いっぱい、来年の 3 月まで作成作業がかかるのではないかと見通しがありまして、それまでの委員会の運営はどうするのかということでもあります。それ以降に延びて、諮問、委嘱者の方から、もうちょっとかかるから次年度に任期延長をお願いしますというふうな要請が来れば、これは委嘱されている委員会ですから、それぞれの委員が判断して受けるしかないわけですが、そういうふうなことも想定しておく必要があるだろう。ただし、この流域委員会は、委員会運営に関しては運営委員会で協議して決めるということが大原則としてスタートしておりまして、この原則は提言の提出以降も続くわけですから、そうした取り扱いについては、まず運営委員会に諮られるという手順になるかと思えます。

もう 1 つは、基本方針の原案が出されて、議論をして、大体の協議が終わって意見を出せば、県の河川審議会に出される。同時にパブコメにかける。審議会にかけたものがパブコメにかかって、その意見をどう取り扱うかについては、その時点では流域委員会は整備計画の審議をしているでしょうから、その中で報告されて、また意見を言う機会があるだろう。ただ、整備計画は河川審議会にかけられません。ですから、原案について委員会が意見を言ったものがパブコメにかけられて、その結果がどう取り扱われるのかということはまだ不透明であります。県からもその辺のタイムスケジュールとか手順はまだ示されておりません。こうしたことの運営とか手順をどのようにやっていくかということも、これから協議しなければなりません。この辺の課題が残っております。

最後、4 点目は、委員会の任期との関係で、1 つは、委員会として審議しなければいけないことが新しい年度に継続するとすれば、委員会は当然ながら新年度以降も継続して存

続、延長するということになるかと思えます。

もう1つは、そのような本格的な委員会が再開されるまでは、全体会は、長ければ半年間近く事実上休会状態になるかと思えます。この間の流域委員会の運営や活動をどう進めるかということでもあります。これは本日の段階で運営委員会にご一任いただかなければ、その都度全体会を招集するというわけにいかないでしょうから、休会中の流域委員会のかじ取りは運営委員会にご一任いただくということをお決意いただきたいと思いますというふうに考えております。

今私が申し上げましたことにつきまして、ご意見等をお出しいただき、最終的な結論を見出したいというのが第2の議題でございます。

このあたりについてのご質問、ご意見、今後の見通し、展開、対応の仕方、また県に対するご質問があれば、お出しただいて結構ですから、ご発言をお願いいたします。

田村委員 資料4-2の私の意見書で、きょう以降、委員会としてどう対応していくかということで、私の関連するところで3点ほど上げております。

1点目は、今委員長からご説明がありましたように、この提言書を受けて河川管理者さんから、原案が今年度中、あるいは整備計画についてはもう少しおくれるかもしれませんが、出てくるということですが、出てくるまで待っていていいのかということがございます。このような委員会をまた開いて協議するというのも大変だと思いますので、拡大運営委員会か運営委員会のような形で、適宜調整と言うのか、すり合わせと言うのか、ほかの言葉があるかもしれませんが、何か必要ではないかというのが1点目の提案です。

2点目は、武庫川カルテを試行的に作成したわけですが、未成といいますが、不満なところもございまして、間違っていて記載しているところもございまして、もっと記載する必要があるような情報もあります。そのあたりを含めまして、ある程度の取りまとめ作業をすべきであるというふうに思っております。これは私だけではなくて、何人かの委員の方も同じお気持ちだと思います。それを今の延長線上でやるのか、あるいは委員会に属しているんですが、もう少し自由な形でボランティア的にやるのか、そのあたりを次回の運営委員会でもいいんですが、きっちり協議をして、速やかにそちらの作業に移っていきたく思っています。

予算の問題もあります。河川部局から予算を出すというのは、これまでもカルテづくりでは難しかったわけですが、何かほかの手だてがあるのか、全く手弁当である程度のとこ

るまでやるのか、そういうことも含めてご意見をいただいて、次回の運営委員会で協議をして、次のステップに移るといようなことを提案したいと思います。

カルテ以外にも、きょう加藤委員からは龍蔵寺のご提案がございましたけれども、例えば武庫川塾ネットの調査とか、川まち交流拠点の予備検討のようなこととか、具体的な提案をしていく必要があるのではないかと。当然河川管理者さん、あるいは流域の関連各市のご協力も得ながら進めないといけないですけども、まずは流域住民、市民、武庫川づくりに関心のある方々が共同しながら、できるところからやっていくというのが提言の趣旨でもありますから、そういったことを提案し、協議の場にのせていっていただきたいと思っております。

以上、3点です。

法西委員 私も意見書を出していますので、それについて説明したいと思います。

1つは、これからの委員会で長い間の空白がありますので、何か情報があれば知らせてほしいということです。1つは、自然再生推進法と自然再生への取り組みというのがあります。2002年から2003年の間にできた自然再生推進法は、1条が目的、2条が自然再生で、第3章に基本理念が書いてありまして、国土交通省が予算制度をつくるということで、自然を再生すると。詳しくは1ページを見てもらったらいいです。

もう1つは、3ページの「治水は、「あふれる」ことを前提に！」と。これは新聞に載っていますので、皆さん見られたと思いますけれども、こういうようなトピックスがあれば知らせてほしいということです。河川の水はあふれることという、これはもう提言書に書いてあるとおりで問題はありませんが、洪水氾濫地域減災対策制度（仮称）が来年度から出発するらしいということです。

それから、きょう来ておられるかどうかわかりませんが、前回傍聴者の方が意見書の中で書いていたが、23号台風で三田市が上流の方で冠水したということですので、その資料がありましたら、出してほしい。

もう1つは、ことしは7月に大変水が多かったということで、県の方で、浮きを流して流水をはかっているということで、流量はどれくらいあるかという情報を知りたいということです。

さらに、今までの委員会で、客観性に欠けた部分があったり、透明性に欠けた部分があったりして、粗度係数のことで、我々はちょっともめていましたけれども、そういうことがあれば、住民参加で川原へ出て、石の状態を調べると。ワークショップを開くというん

ですけれども、これから先いろいろありますので、住民との接触をもっと広く持って、ワークショップの機会を多くすればいいんじゃないかということを書いています。

例えば、粗度係数を調べたいのだったら、河川管理者も住民も水理学者も寄って、川原に出て調べると。朝に穴を掘って、その試料を持ってきて、いろいろ調べて、午後からはコンピューターに打ち込むとか計算をする。夜になったら、お開きにして、きょうの午後のように飲むとか、そういうふうにされたらいかがでしょうかということを書いておきます。

もう 1 つ、きょう、21 世紀の会から小さな資料が配られましたが、9 月 23 日に私にしゃべってくれと。何をしゃべるのかというと、流域委員会でしゃべれなかったことでもいいから、あなたの存念をしゃべれというようなことをおっしゃっていましたが、そういうふうな機会もありますので、よろしくということです。

松本委員長 これからそういうこともやったらどうかというご提案でございますが、直接流域委員会がやるというよりも、むしろ流域委員会が提案している、例えば流域圏会議とか、そういうところで取り組んでいただくような提言、働きかけをするという話だったと思います。

先ほどから私が運営委員会での協議の内容を取りまとめてご報告して、田村委員からも提案が出ておりますが、今後の委員会の運営について、県の方の考え等、ご説明してもらえますか。

森田 河川計画課、森田でございます。

まず、田村委員の 1 番目の今後の予定という件でございますけれども、基本的には委員長が説明されたとおりでございます。私どもは、今回基本方針、整備計画策定のための指針となるべき提言をいただいたわけございまして、県としましては、この内容を十分精査して原案を策定していくというところでございます。何分相手があるという委員長のお話もございましたように、国土交通省、流域の各市、あるいは既存ダムの管理者等々、調整をしなければならないことが多々あると思います。そのため時間もかなり要するんじゃないかという覚悟をしているわけでございます。したがって、基本方針の原案そのものも、今年度を目指して頑張るつもりでございますけれども、場合によっては来年度にずれ込むこともある程度想定しなくてはならないのではないかと考えております。

流域委員会に関しましては、原案ができた段階で集まっていただいて、ご審議をお願いしたいというふうに考えております。委員長のお話にもありましたように、途中段階での

委員会の開催というのは今のところ考えておりません。しかしながら、運営委員会というのは当然必要とっておりますので、適宜委員長とも相談しながら開催していかなくてはならないのではないかと考えております。

整備計画につきましては、基本方針が決まってからの作業になると思いますので、原案作成は、委員長のお話にもありましたように、必然的に次年度以降になるということでございます。その作業につきましても、基本的には基本方針と同様の扱いになるというふうに考えております。

それから、武庫川流域圏会議の発足とか、武庫川カルテの発行とか、具体的な提言の中身の実施に関しましては、基本方針あるいは整備計画の策定に力点を置きたいと思っておりますので、今のところ直接河川管理者として取り組んでいくという考えはございません。ご理解いただきたいと思っております。

それから、武庫川塾ネットの調査、ネットワーク等々の提言内容の実践に関しましては、流域委員会に対しましては、基本方針、整備計画の原案についての意見を諮問してご意見をいただくというふうに考えておりました、実施項目についてまでご審議をお願いできるものではないと理解しております。ただ、ご提案いただいた案につきましては、県としましても、今後県民の皆さんの協力を得ながら、流域の各市とも協力して進めていくべきことではないかというふうに考えているところでございます。

田村委員 今の森田課長のお話の中で確認だけしたいんですが、武庫川カルテ、武庫川塾ネットといった作業につきまして、必要性の認識はあるんでしょうけれども、直接河川管理者がやるつもりはないと。原案づくりを一生懸命したいと。例えば、河川管理者さんとしては、直接はしませんけれども、県民局さんとか、流域市さんの協力要請をするとか、そういったことは可能なんでしょうか。

森田 その件につきましては、今後の課題となると思いますが、流域対策も含めて、今後流域の各市、あるいは県民局も含めて、協議をしていく場を何とか考えていって、その中で検討していくことではないかというふうに考えております。

田村委員 河川管理者さんとしてはそういうお答えしかできないかと、一定の理解はいたしますけれども、そうなりますと、流域委員会としてこういう作業なり先行的なことをどういう形でやっていくのかという検討が必要になってくるかと思っております。その辺は、お金がなくても、体はありますから、今までのようにボランティアで身を粉にしてやるということも一つの方法でしょうし、これは次回の運営委員会なりで皆さん方と一緒に協議で

できれば今の段階では思っております。この場で何かいい知恵とか提案がございましたら、意見を出していただきたいと思っております。

佐々木委員 そのことにつきまして、少しだけ補足したいんですけども、きょうの提言書を全部読んでいただいたらわかりますが、そもそも総合治水の旗を掲げるのは河川課が中心になるということが書かれていたかと思っております。先ほどのお話ですと、直接着手することは難しいということでしたけれども、そういうことを踏まえた上で、再度運営委員会等含めて議論していくべきことであるというふうに考えております。

中川委員 カルテなりについての議論で、きょうここで詰めるというよりは、今佐々木委員から提案があったような形、あるいは田村委員から提案があったように、9月の運営委員会の中で引き取ってということになるかと思っておりますが、1点だけ、今の田村委員と県とのやりとりを聞きながら、あるいは提言書を書いているときも思っていたのですが、武庫川カルテもそうですし、提案している武庫川塾ネット、あるいはそのほかの事柄は、委員会の目に見える形での非常にわかりやすい財産であることは間違いのない事実だと思うんです。それを流域の中で活用していけるような形にきちっと整えていく、ブラッシュアップしていくというのは、必ずしも委員会活動の中で考えなければいけないということではなくて、もちろん委員会活動というのも視野には入っているんですが、もう少し柔軟にとらえて考えてみると、もう少し動きやすくなるのかなというふうに思いながら聞いておりました。

民間には、河川に関してはリバーフロント財団というのがございまして、非常にしっかりした助成金の制度というのも持っております。そういうようなところを活用する方法も、お金という意味では出てくるかと思っておりますし、少し柔軟に考える方が幅が出ていいのかなと。もちろん、それは前向きにという意味ですけれども - - というふうに思いながら、今の田村委員のご意見を伺っておりました。

田村委員がきょう資料4-2で提案していただいていることは、方向としては私は非常に賛成しておりますし、ぜひそういうふうに持っていきたいと思っておりますので、それを具体的に動かしていくための方法はフレキシブルに考えていきたい。

これは本当にお願いですけれども、河川管理者さんにおかれましては、そういった動きを我々とは関係がないというスタンスで見るとはなくて、河川管理者にとってはすごく大事な応援団なのだということに見ていただきたいなと思っております。

酒井委員 カルテをつくるにあたって、まちづくりWG委員が多くの時間と労力を使い

ました。この武庫川カルテが唯一茶の間へ入っていけるのがこのカルテだと思うんです。武庫川の問題点、武庫川の楽しさ、武庫川とどうつき合うか、そういうテーマをもとにつくられたこのカルテこそ、我々の思いを市民と共有して武庫川の現状を訴えて、そこから問題点が見えてくる。そういう意味では、単なる写真集ではなく、私たちが市民に訴えていきたい、今後、総合治水を市民ともども共通の言葉、合言葉として私たちは使わなければならないと思います。そういう意味でカルテの持つ役割は大きいと思います。今中川委員がおっしゃったように、単なる行政的な感覚ではなしに、何らかの方法であのカルテを流域の市民と共有したいというふうに私は思います。

松本委員長 ほかにございますか - - 。特になければ、今議論されていることにつきましては、改めて 13 日の運営委員会で協議をしていくことになるかと思えます。ただ、今何人かの方がご指摘されたことは、提言書の中で既に触れてあるわけですね。例えば、流域連携の組織づくりについては、流域委員会が任務を終了してなくなる前に、流域委員会が呼びかけて、その立ち上げ支援、横からそっと支えてつくるべきではないかということも触れています。あるいは、流域圏会議とか武庫川学会についても、「設立並びに支援」という言葉が入っています。支援とは、行政による支援なのです。

今、酒井委員や何人かがおっしゃいましたけれども、総合治水に取り組む流域連携の自発的な活動は、初期の段階では行政が積極的に支援しなければ、ゼロからはなかなか立ち上がりにくい。これは兵庫県内の幾つかの事例を見れば明らかであります。

流域委員会としては、武庫川よりも一足早く発足した千種川の流域委員会は、流域委員会が発足する前、今からさかのぼれば 6 年か 7 年前になりますが、千種川圏域清流づくり委員会という形でスタートした。これはいまだに西播磨県民局の河川部門、並びに西播磨の上郡土木事務所が事務局を引き受けて、事務的なサポートをしています。住民の方に徐々に重心を移しつつありますけれども、いろんなイベント事業にも職員と一緒に参加したり、事務的なサポートを随分しています。

先ほど法西委員から指摘があったワークショップというのは、千種川では、2 年間にわたって上郡土木事務所が呼びかけたワークショップが行われて、所長以下職員が総参加で、流域の自治体の職員も一緒に、30 人、40 人のワークショップを年に 5 回も 6 回も重ねてきて、2 年間やって、ようやくそういう組織を立ち上げるに至ったという経過があります。

そういうふうなことを考えると、先ほどからるご指摘がありましたように、やはり流域委員会が呼びかけて、多分河川計画課ではなくて、現地の県民局の仕事だと思うんです

が、そのあたりが少し力を入れてサポートするというふうな体制が必要かと思います。このあたりは、さらに運営委員会等で、具体的にどうしたらいいかということ協議していきたいと運営委員会の委員長としては考えております。

ほかにご意見がなければ、私が冒頭に提案しましたように、そういうふうな課題があるということの認識が1点、それから、それをどのように対応していくかということは、運営委員会にゆだねる。県とも協議しながら運営委員会で決めたことを委員の皆さんに報告をして、必要な対応をしていきたい。全体会が事実上の休会中は、運営委員会にかじ取りを一任するというので、本日はご了解を得たいと思いますが、いかがでしょうか。

土谷委員 整備計画のパブリックコメントをとる時期について要望しておきたいんですけども、私が思うには、整備計画の原案ができた時点でパブリックコメントをとって、パブリックコメントが出てから委員会を招集して、そこで住民意見も考慮しながら協議をして決めていくというのがいいのではないかと思います。

松本委員長 今後の協議の中で、その件についても留意したいと思います。

では、今後の取り扱いについては、運営委員会に一任する。課題としては、先ほどから提案、議論されたことを含めて取り扱いを検討することによってさせていただきます。

今までに3月まで任期を延長してはいますが、先ほどの森田課長の話でしたら、基本方針が新年度になるかもわからぬというふうなニュアンスでしたので、今年度任期が終わるまで全体会は開かれないということもあり得るわけですか。そのように理解していいんですか。もちろん、運営委員会にお諮りいただくんでしょうけれども。

森田 委員長がおっしゃったとおり、場合によってはそういうことも想定されますので、前もってご相談を差し上げたいと思います。

松本委員長 運営委員会で、場合によっては全体会を招集して議論しないといかぬということになるかもわかりませんから、その辺は運営委員会で県の方と協議したいと思いません。ありがとうございました。

本日の主なる議題はこれで終了させていただきます。

本日の資料として、住民の方からの意見書が2件添付されておりますが、これはいずれも提言の取り扱い、あるいは今後の運営委員会の活動、あるいは県に対する期待、要請というふうな内容になっております。きょうの議論、あるいはこれからの取り組み方針の中に活かしていくという形で対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

佐々木委員 本日の提言をもって一時休会に入ることによって、最後に一言だけ述べさ

せていただきたいんですが、武庫川流域委員会は、既に始まっている異常気象という自然猛威に対処するための理想の、あるいは今後目指すしかない、あらゆる意味での総合治水への初めての取り組みを模索的に行って、鋭意努力のもと、ここまで開催回数を重ねてきたと思っております。ここまで総合治水を追求し続けることができたのは、流域を代表する委員の皆様のご熱い思いと熱意、たまたまこのようなメンバーが集結したということと、二級河川であるということ、それから会期中に 23 号台風が襲来したということ、いろんな偶然の集積のもとにあったのではないかと、振り返って改めて感じるところです。

本日ようやく最終提言ということになりましたけれども、この提言書をもとに、国土交通省とどのような折衝が行われ、どのような原案が作成され、河川審議会ではどうなるのか、さらにパブリックコメントを受けてどう変わるのか、河川管理者の努力によって、できる限り原型をとどめる形での基本方針、整備計画の策定に至れるように願いたいと思います。このことをこの委員会の場でぜひ河川管理者の方にお約束願いたいということで、マイクを持たせていただきました。そうして、基本方針が策定された時点で、ようやく総合治水という看板を掲げることができることになったにすぎないということをお心に銘じていただきたい。整備計画が策定されて初めて、看板もしくはサインを掲げることができることになるということだと思っております。

多くの課題を抱えて、先行事例さえもないものをこれから実現していくという行為に向けたハードルは、これから努力して越えていかなければならないということだと思っております。これからが総合治水に向けたスタートであるということをお認識しておいていただきたい。その努力の先に総合治水の先駆として評価されるであろう武庫川が誕生するということをお最後の一言として言わせていただきたいと思っております。

委員の皆様方や傍聴者の皆様方、オブザーバーの方々や河川管理者の方々、事務局、コンサルタントの方々も、これだけの熱い思いを持った委員会についてきていただいたことに、本当にお疲れさまでしたと、もちろん委員長から最後に申されると思っておりますけれども、一委員としても申し上げたいと思っております。さらなるステップに向けてのスタートとして、今後とも総合治水を実現していただきたいということでございます。

以上でございます。

松本委員長 今、全体にかかわる閉会のあいさつみたいなことを言っていたんですが、私、1つ忘れていました。今後の課題の中で、ニュースレターについては、佐々木委員は流域委員会の編集委員として、編集委員会をつくろうといいながら、直接それにかか

わったのは私と佐々木委員 2 人で、ニュースレターの 2 号以降は全部佐々木委員が議事録をもとに起こして要約して、執筆編集をしていただきました。実はニュースレターはかなりおくらせています。きょうお手元に配っている 19 号は、3 月段階までの委員会の報告しか入っておりません。特にここ 2 カ月ぐらい、提言書の取りまとめと並行して作業していただきました。これから、休会中で作業が減る中で、おくれを取り戻して、発行していきたい。全部の会議を伝えるニュースレターはきちんと出すということを運営委員会でも確認しておりますので、全体会休会中もニュースレターの発行は続くということをご了解いただきたいと思います。ありがとうございました。

では、最後になりましたけれども、傍聴者からのご意見をいただきたいと思います。

千代延 千代延と申します。

先ほど佐々木委員からお言葉がございましたけれども、私も全く同感で、この委員会、中身も大変ですけれども、皆さん大変ご熱心である。特に松本委員長の粘りといいますか、いつ終わるかわからないのを、皆が嫌うにもかかわらず、引っ張って引っ張ってまとめていかれた粘りと熱意、頭が下がりますし、これにつき合わされた県の方も大変よくやっていただいたと思います。

ということで、これまでは非常によくて、すばらしいものをつくっていただいたと思いますが、これが生きるというのはどういうことか、これからが実際には大変なことで、きょうここで県の方に申し上げるのはどうかと思いますけれども、とにかくこれを生かして、国土交通省を悪者にしてもよろしいですから、徹底的に生かして、ここに今職を持たれている県の方が、2 年何カ月、その前の準備会議を入れれば大変な期間なんですから、これを決してむだにしないように、当然お考えのことだと思えますけれども、例えば千叡ダムという管理者が違うところの問題も大きなキーポイントになろうかと思いますが、余り神戸市と仲の悪いことをしないで、関門を 1 つずつ乗り越えて、ぜひこの提言書を生かしていただくよう、蛇足ながらお願いしておきます。

どうもありがとうございました。

楠本 こんにちは。リバー住宅の楠本です。あえてリバー住宅と言っております。

本当に長いこと、皆さんにお礼を申さんならぬと思っております。本当にありがとうございました。リバーの関係について、近々のピラが出ましたので、先ほど 70 枚ほど大半の皆さんのお手元に渡っていると思いますが、傍聴席の関係の方はほとんどなくて非常に無礼をしております。

時間もありますので、短絡的に報告しておきますと、ことしの 2 月から川沿いの 45 戸が、県の河川課の方の協力がありまして、どうやら話がついておるようです。なおかつ、そのうちの、正確な数字は私掌握していませんけれども、15 戸ほどの方が、お年寄りの方とか、いろいろな関係の方があって、いまだに立ち退きができないというような状況が発生しておりますので、県の関係の方に協力をしていただいて、いろいろな問題があろうかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。そして、あと残った 36 軒につきましては、ピラにも書いておりますけれども、今月の 22 日に再度の要望書という形でリバーサイド自治会から願ひかたがた出しております。この件につきましては、時間がありましたら詳しく説明したいんですけれども、県から今年度か、恐らく来年度になってしまうんじゃないかと思われましても、36 戸の問題についてはどうするんやという回答というか、方針というか - - が出そうなので、大きな期待をしておりますから、よろしくお願ひしたいと思えます。

あえて私は言いますけれども、リバー - - 川の中に家があるのは日本国じゅう恐らくここだけじゃないかと思えます。今さら繰り返して言うのも何かと思えますけれども、私たちは、いつも恐怖というんですか、この 7 月の梅雨のときにも、警告が出る寸前の事態まで経験しております。こういうようなことが、この武庫川だけじゃありませんけれども、先ほど委員長が千種川の問題を言っておられました、兵庫県としては、西と東、私は、特に川に関係しては、この横に流れている庄下川、この河口に近いところで生まれております。そういうことで、ジェーン台風とかいろいろな自然災害に悩まされて、現在に至っております。これは人間として仕方がないと思えます。

ここで武庫川流域委員会が終わるんじゃないかというようなおそれがあるようなんですけれども、委員長が言っておられましたように、どなたかが率先してこういうような大きな川の問題については、人間として未来永劫の課題があるんじゃないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございました。

つづき 西宮のつづきです。

きょう、意見書を出させていただきましたけれども、その内容に入ります前に、非常に分厚い提言を、2 年半かかって、5 時までの予定を 9 時近くまで行いながらまとめられた流域委員の皆さんに心から敬意を表したいと思えます。県がこれをしっかりと受けとめて、総合治水の方向に、県の河川行政、武庫川の治水計画を進めるということを県にも強く求めていきたいと思うわけです。

そういう流域委員会の皆さんの取り組みに感謝し、敬意を表するところなんですけれども、私全部読めていないんですが、少し気づいた点がありますし、これまで流域委員会で意見を出させていただいた点もありますので、それにかかわって少し意見を述べたいと思います。また、県の私の意見に対する回答が出されておりますが、極めて不誠実といいですか、まじめに答えずにはぐらかす、その場しのぎの内容に終始しているというのが実態であります。その点に関して、若干意見書を書かせていただいておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

提言とのかかわりなんですけれども、24 ページから 25 ページに、「河道における現況流下能力の算出をめぐる粗度係数の議論について」ということで、25 ページのところで、河床材料に基づく推定粗度の関係、また逆算粗度というようなことで記述がされています。逆算粗度か推定粗度かという問題もさることながら、これまでも指摘をさせていただきましたが、その以前の問題として、推定粗度係数の算定根拠とされている河床材料が妥当なものであるのかどうか、ここが実は問われている。提言でそのことについて触れていただけていないのは非常に残念に思います。

(O H P)

きょうお配りしました意見書の中でも書かせていただいておりますが、県の回答に対する反論という形ですけれども、1 ページの表を見ていただきますと、例えば採取法の上層、4 km 地点が 14mm、5 km が 27mm、6 km が 20mm という状況になっております。線格子法で、同じ 4 km、5 km、6 km 地点の上層表面をはかった場合は、39mm、49mm、37mm となっております。このことを見ても明らかなように、同じ場所でも、はかり方によって、d 60、代表粒径が全然変わってしまう。線格子法で算定した方が粒径が 15mm から 20mm 大きくなるということがあるわけです。線格子法というのは、このように大きい粒径のデータしか得られない。本来の粒度分布が得られないという大きな欠陥を持っていることを県のこの表自身が示していると思います。

次に、4 km から 8 km の採取法の表層赤色のデータ - - きょうお配りしている中では、カラーの用紙が足らなくて、わかりにくいかと思いますが、ここで言うておりますのは、この部分になります。それを 10mm、あるいは 25mm でポピュレーションブレイクをした後の代表粒径が 45mm というので、それを代表粒径 45mm の正当性の理由に県が使っているわけです。しかし、同じブレイク前の d 60 は、1 ページの表を見ていただいたらわかりますが、例えば採取法の表層の部分、4 km 地点が 14mm、5 km 地点が 27mm、6 km 地点が 20mm

という状況ですし、粒度分布そのものも、採取法の下層 - - オレンジ色が下層ですけれども、赤色の表層、ほぼ同じような傾向を示している粒度分布になっています。

この粒度分布の状況を見ていただいたらわかりますけれども、明確な折れ点というものが、赤線の場合を見てみましても、ないわけです。そういう場合は、私の意見書でも引用させていただいておりますが、河道計画検討の手引きの 58 ページには、勾配の急変点が明確でない場合は 2 mm を区分粒径とするというようにあるわけです。それを 10mm や 25mm を区分粒径にして、ポピュレーションブレイクの値を採用しているということで、この点でも県の算定の仕方はおかしいのではないかとということが十分に言えると思うんです。

次に、4 km から 8 km の採取法の下層、オレンジ色の部分ですが、これについて見てみますと、グラフ 3 で、県は 7 km、8 km は 10mm、あるいは 20mm でポピュレーションブレイクした後の値で、これが 45mm だというように主張しております。しかし、これも、もとのグラフ 1 のところに、7 km と 8 km と同じ箇所のもので、こういう形、またこういう形で、オレンジ色の値が出ております。それはいずれも明確な折れ点はないわけで、この場所で区分粒径をして、ここを折れ点に考えるというのも、ここでは全く根拠がないというように思います。また、全体としてオレンジ色を見てきた場合も、4 km から 8 km までの粒度分布の形態はよく似た値になっておりまして、4 km から 6 km の採取法下層のデータが異常値だと県は言っておりますが、それは全く当たらないと言えるのではないかと思います。

次に、線格子法のポピュレーションブレイク前の粒度分布 - - グラフ 4 が線格子法での粒度分布の表層の値ですけれども、これとグラフ 3 のポピュレーションブレイク後の粒度分布を比較しましたら、非常によく似た形になっているということがおわかりかと思いません。結局、線格子法で粒度分布をとっていった場合は、通常はかれる粒度分布とは全く違うような、要するに 10mm や 20mm 以下を切れ捨てたときの値とよく似た粒度分布になるということをこの図面は示していると思うわけです。そういった点から、県が採取法下層のデータを無視して、代表粒径を 45mm と決めて、推定粗度係数が 0.034、下流の流下能力は $2,500\text{m}^3 / \text{s}$ 程度しかないと言い切っておりますのは、全く当たらないと言わざるを得ないと思います。

これまでも議論しておりますが、23 号台風の洪水実績から、逆算粗度係数が 0.023、下流流下能力は $3,200 \sim 3,300\text{m}^3 / \text{s}$ あることが一方で明らかになっております。この乖離は、いわば武庫川ダム 1 個分に相当するというような問題でもあります。そういう意味でも、これはあいまいにできない問題だと思います。

そういう点で考えてみた場合に、3 ページの上にかかせていただいておりますが、採取法下層で代表粒径を選べば、代表粒径は一体どういう値になるのか、そのときの推定粗度係数はどうなるのか、それに基づく下流の流下能力は幾らと判断できるのか、こういうことを私、問題提起をしまいいりましたけれども、県からはいまだにこの点についての回答がございません。この点からの検討を加えて、いろんな角度から推定粗度係数を検討して、最も妥当な推定粗度係数、市民の方や河川の専門家の方、だれが考えても、推定粗度係数はよく検討しているなというような結果をもって、下流の流下能力の検討、あるいは河道計画の検討を行うということが求められていると思います。河川整備計画原案を作成するいわば前提条件になる問題だと思っておりますので、これまでの県の考え方に固執せずに、よく検討していただいて、河川整備計画原案作成に生かしていただきたいということを強く求めたいと思います。

今回の提言には残念ながら盛り込めていただけておりませんが、推定粗度係数と逆算粗度係数のこの乖離は解明しなければならないというのが今回流域委員会から出されている提言の精神だと思っておりますので、今後長年の検討待ちということではなくて、今言いましたように、採取法下層による推定粗度係数の検討をしていないというのが大きな問題ですから、これは新たな詳しい調査をしなくても、河口から 3 km 地点の抜けている調査地点を調査させて、検討していけばできる問題だと思っておりますから、この提言の精神を今直ちに生かすということで、ぜひ流域委員会から県に強く働きかけていただきたいと思っております。

次に、3 ページの真ん中にかかせていただいておりますが、県は表層の調査結果を用いることが誤りだというように言っております。その際に私が「河川の土砂災害と対策」という本の中から引用した文章を、一方的に流砂量計算に使用する場合のみと。確かに表題は、流出土砂量の予測法と問題点というように書かれているわけですがけれども、私が示したこの写真は、以前も説明させていただきましたけれども、洪水時には掃流力が増加して、ごろごろ石がたくさん並んでいる川底の表層部分が川の強い流れの中で吹き飛ばされて、浮き上がって水と一緒にごろごろと流れ出すということで、下層部分が水と直接接触をする河床になるんだという具体的な例、説明をしやすい例として引用したわけです。この問題には全く触れないで、河川の土砂流出の問題のところの記事だというのは、ねじ曲げた県の回答の仕方だと思っております。そういう点でも、表層の調査結果を用いることが誤りという県の根拠は全くないということを改めて指摘をしておきたいと思っております。

次に、3 ページの下に書いておりますが、セグメント区分の見直し、修正する予定はな

いということですが、最初に指摘しましたように、推定粗度係数が妥当かどうかという問題、3 km 地点の測定データが一切ないというような問題を放置したままで、こういう態度は全く許されない問題だと思います。

次に、床どめの問題です。この点について、提言の方で、44 ページから 45 ページにわたって、床どめ工の撤去がやはり検討されるべきではないかというようなことが書かれているかと思っています。ただ、それが基本方針レベルでのような内容になっていると。基本方針レベルで床どめ工を撤去して河床掘削すると県が説明しているという記述がございます。問題は、なぜこれを今してはならないのか、私は非常に疑問に思うわけです。ここの提言の中でも紹介されておりますが、県の説明は、最近工事をしたばかりだから、今さわれないんだというように言っているということなんです。それは非常におかしいわけです。最近工事をして、今はさわれない。だれが考えても、床どめを撤去すれば、流下能力が飛躍的に高まるだろうと。また、武庫川の中下流で問題になっております川の環境、水生生物の保全とか、アユなどが遡上できるような川にどうやったらできるかということは、床どめ工の問題が大きな障害になっていることは明らかだと思います。そういう意味でも、床どめ工の撤去の問題を基本方針レベルに先延ばししてしまうのではなくて、直ちに実施、検討するということが県に強く求められていると思います。

床どめを撤去すれば、先ほど言いました治水の向上と環境の改善になると。これは今の河川法の精神そのものではないか。そういう意味でも、これは基本方針レベルに先延ばしするのではなくて、今直ちに実施、検討していただきたい。この検討を拒む理由は全くないというように思います。この検討をしたら、ダムをつくる根拠がなくなってしまうからかなというように私は勘ぐるわけですがけれども、そういうことのないようにぜひお願いしたいと思います。

記述が逆になりますが、4 ページの最初の方の転倒堰の問題ですが、これも提言で触れられていただいております。このことについて少しご紹介をいたしますと、可動型の潮どめ堰が新たにつくられたときに、これの工事を担当する職場では、その上流の尼崎では数年前に武庫川から取水をしなくなったにもかかわらず、なぜ潮どめ堰を今新たにつくらなければならないのかと大変話題になった。疑問の声が上がったということです。これに対して県庁の方ではまともな回答がなかったというように私は聞いております。当初から、関係する職員の中でも、この潮どめ堰は全くむだではないかというような議論があったということでもあります。それをさらに、次の整備計画まで 20 年も 30 年も放置をしておく意味が

あるのかというように思わざるを得ません。

潮どめ堰を転倒させたり撤去をすれば、下流の環境が大きく改善されるということが提言でも示されておりますけれども、流下能力の向上とともに、例えば干潟の再生とか、水生生物の移動の自由を確保するとか、さまざまな環境改善、画期的な変化を河口付近にもたらしことになるかと思えます。そういう意味でも、この転倒堰、潮どめ堰の撤去は、整備計画原案に必ず盛り込んでいただきたいと思いますし、流域委員会からもぜひ強い働きかけをしていただきたいと思います。整備計画原案作成までに一定の時間がかかるという県の先ほどのご説明でしたけれども、それならば、潮どめ堰の試験転倒を行って、その際環境にどのような影響をもたらすのか、さまざまな角度からの検討を行うことが整備計画原案作成に不可欠の問題ではないかと思えます。

次に、5 ページの 5 のところを述べさせていただきたいと思います。上流区間での流量低減量を計算に考慮する考えはないということを私の意見書に対して県が回答しておりますが、これは県の浸水想定区域図や武庫川の私がこれまで述べさせていただきました実態とも全く矛盾するということを改めて指摘をさせていただきたいと思います。県の浸水想定区域図、これは県のホームページを見れば出てきておりますが、23 号台風型降雨による浸水想定区域図を作成しております。その図面を見てみますと、23 号台風の例えば 0.85 倍の降雨、24 時間雨量で 150mm、7 年確率ということですが、このときでも既に天王寺川流域で氾濫が起きております。恐らく天井川となっている天神川などで、降った雨が流れ込まないというようなことが起きたのではないかと。以前も流域委員の方から、伊丹の方で降った雨が川に流れ込まず、田んぼに湛水してしまって困るんだというような指摘がございましたが、これがそういう状況をあらわしているのではないかと思います。また、時間雨量 200mm、26 年確率、県の整備計画原案で考える 30 年確率というレベルよりも一部低い段階であるかと思えますけれども、そのような降雨でも、武庫川の上流や天王寺川、大掘川、天神川一帯で、氾濫、あるいは川に流れ込まない浸水被害、内水被害が相当規模発生するというのが県の予想図面となっております。

常識で考えましたら、上流であふれたり、降った雨が武庫川や支川に流れ込まなければ、その雨は下流の甲武橋までは流れ込まず、甲武橋での最高水位を引き下げる役割を果たすことは明らかです。これを県は全く考えないというのでは、全くご都合主義ではないかと思えます。安全のためだと県は主張しておりますけれども、これが果たして県民の安全を考えたことになるのか。県が考える雨よりも低い段階で、たくさんの地域が浸水被害を

発生すると。これを一体どうするのかということは、当然県として責任が問われる問題です。これは別だということは、本当にご都合主義だと言わざるを得ません。

また、提言などでも指摘されているかと思いますが、これまでこういった上流と下流の関係を全く無視して、北摂ニュータウンの開発に合わせて、その地域の武庫川や武庫川に流れ込む川だけ整備したということが、下流に大きな被害、影響を与えていると。宝塚などでも、そのために水量の増加が激しくなって、川を歩いていた子供が急な水量増加で流されて死んでしまうというような事態までかつて起きておりました。こういう上下流のことを考えない治水計画を改めるためにも、武庫川の整備計画や治水計画、基本方針の中では上流と下流の問題をしっかりと考えた、関連性のあるやり方にしていくべきだということに思います。

さらに 1 点申し上げますと、県の浸水想定区域図では、水田、水路があふれたときのことは考えていないという状況ですし、浸水想定区域図では、23 号台風の降雨パターンでやっている。このときは有馬に雨量が集中したわけですが、これが有馬ではなくて、伊丹でどっと降ればどうなるのか。その雨雲が三田の町中にあればどうなるのかということは、浸水想定区域図では一切検討がされておられません。県の浸水想定区域図でも、先ほど言いましたように、三田や伊丹で相当あふれている状況が起きてきているわけですから、有馬にあった雨雲が伊丹や三田に来れば、もっと大きな違う状況が起きてくるということは明らかであります。そういった点でも、上流での溢水を全然考えないということは妥当性がないと言わざるを得ないと思います。

長くなって申しわけございません。最後に、64 ページに、生息環境の持続に関する 2 つの原則ということが記述されております。このことについて、一言だけ意見を述べておきたいと思います。

流域内での種の保全などがここで書かれておりますけれども、私は、この点について少し危惧をするものです。これは一見もっともなんですけれども、例えば、 で、武庫川水系内で対処するというような記述がございます。あるいは、 では、個体ではなくて種というようなことがございます。特に の点で言えば、武庫川渓谷の保全という住民の切実な願いに対して背を向けるような結果になりはしないか。そういう問題をはらんでいる内容だと感じざるを得ません。生態系の保全というものがそういうやり方でいいのか、大いに疑問を持つものです。このような内容について、私は賛同しがたいということを一言意見表明をさせていただきます。

大変長くなって申しわけありません。流域委員会の皆さんの提言がしっかりと生かされるように、私たち住民も頑張っってやっていきたいと思ひますし、私もいろんな場て取り組んで頑張っっていきたいと思ひます。また、今意見を述べさせていだいた点について、流域委員会からも県に強く働きかけていだきますよう願ひいたしまして、私の発言とさせていただきます。ありがとうございます。

瀧原 簡単に意見を言わせていだきます。

前回の委員会て意見を述べたことと、8月16日付て意見書を出してあります。それに対してある程度対応していだきまして、ありがとうございます。特にきょうは、整備計画流量と危機管理の件てご丁寧に説明をしていだきました。余り納得はしていませんけれども、理解はいたしました。どうしても1/30 確率流量のところてこだわっておりまして、1点、簡単に言わせていだきたいと思ひます。

きょうの提言書の21ページに、計画規模、治水安全度という形で新たに書いていだいてあります。前にもちょっと言ったんですけれども、3,450m³/s、あるいは3,550m³/sがどのくらいの確率になるかというのを明示していただくわけにはいかないんでしょうか。この表からすると、1/24くらいになると思ひますけれども、これは明示したらだめなんではしょうか。できたら明示していだきたいと思ひているのと、きょうの資料の中で、資料3-2、二級河川の計画規模を調べていだいた。前回1/30くらいが標準じゃないかというふうに私言ったんですけれども、確かに1/5とか1/10といった流量がありますけれども、資料3-2をよくよく見てみますと、2ページ目、兵庫県では、すべて1/30以上の数字になっているんですよ。恐らく武庫川は1/24くらい。ということは、兵庫県下に1/30 相当の降雨があったときに、二級河川て武庫川だけがあふれてしまう。委員会の提言として、本当にこれでいいんでしょうか。それだけが申し上げたくて、意見を申し上げさせていだきました。

丸尾 尼崎の丸尾です。

大分長々とつづきさんの話がありました。非常に大事な話で、あのお話を聞きながら、こういう問題も積み残されたままに一応の結論を出したという形になるんだなという感慨を持っています。それぞれ本当にご苦労さんでしたという言葉はそのとおりです。しかし、私としては、ご苦労さまという委員の方々へのねぎらいは、新規ダムの計画が完全になつたときに改めて申し上げたいと思ひています。

きょうの議論の中で中川さんが、危機管理のための総合治水をずっと議論してきたんだ、

ダムはその議論の後出てくる答えで、単なる選択肢の1つにすぎない、次元の違う話だという表現をなさいました。実は、流域委員会そのものが発生した経緯は、新規武庫川ダムというのが本流の自然環境と景観を大きく壊滅させる、そういう破壊的なものであるというところから反対運動が起こって、この流域委員会が発生したわけです。そういう経過を考えると、ダムが単なる選択肢の1つでということでは決してないと思います。

そこに一番大きくかかわらなければいけないことが自然環境のことだろうと思います。これは委員会自体でも非常に大事なこととして決められて確認されています。1つは、環境を優先した河道工事への対応指針ということです。もう1つは、今もちょっと話がありましたが、生き物及びその生息環境の持続に関する2つの原則、この指針と原則をしっかりと確認なさっています。この2つが完全に誠実に実行された提案になっているのでしょうか。

もう1つは、水環境総合アセスメントという項目の中で触れられていますが、最近は戦略的アセスメントというような言葉も使われていますね。従来工事というのは、事業実施に際して環境に配慮するというやり方でした。しかし、これからは環境に最も望ましい事業形態を考えていくんだということになるわけです。この違いが非常に大事だという気がします。あらかじめ事業の形があって、何とか環境に優しくせないかんということと、そうじゃなくて、まず自然環境を大切にせないかん、これを守らないかん、そのためにはどういうやり方の事業をすればいいか、こう考えるのがこれからの物の考え方だと、こういうことを指し示しているわけです。

その点から見ると、私が心配するのは、整備計画では新規ダムが排除されました。しかし、基本方針では、優先順位は後になっていますが、選択肢として新規ダムが残ったわけです。環境の指針と原則、あるいはアセスメントの考え方からして、ダムを残したということについては、環境優先の視点が完全に貫かれなかったという非常に残念な結果ではないかというぐあいに考えています。

余りお気に食わない意見かもしれませんが、非常に頑張っていたことは評価するんですけども、問題は、これから県当局の方から基本方針と整備計画と両方が出てきます。両方出てくるわけですが、それに対して基本方針にダムを残したことが一体どういう形で出てくるのか、非常に心配になるわけです。その原案が出てきたことに対応する姿勢としては、委員の方たちが、環境についての優先する視点を、いわゆる指針と原則という2つの確認なされたことをしっかりと貫いてやってもらいたい。それを切に切にお願いを

いたします。新しいダム計画がなくなったときには、本当にご苦労さまと申し上げたいですが、もうしばらく我慢をしておくことにします。

以上です。

松本委員長 ありがとうございます。既に予定の時間を超えています。きょうご発言いただいた方は、継続してこの委員会の審議を見守っていただいて、積極的な提起、問題点の指摘をいただいた。今のご発言に逐一コメントをするということは差し控えますが、提言に対するいろんなご意見については、きょうの会議の中で申し上げましたように、これからあらゆる機会を見つけて意見の交換をして、この提言の目指している武庫川の総合治水をより強力に進めていくためのスクラム、連携をこの流域でつくり上げるために、委員会の一委員としても説明責任を果たしていきたい。今後のいろんな場で意見交換をできればと思っております。

ただ、何回も申し上げているように、今私たちは提言を確認しましたけれども、時間の制約は確かにありました。きょうご指摘された中の幾つかの問題は、我々の中でも問題意識があり、議論してきたけれども、最終的な解明に至らないまま検討課題として提示するにとどめたものもあります。これは諮問機関としてはやむを得ないことかと思っております。そうした議論、さらには傍聴者からの発言も含めて、この2年半の間に随分たくさん議論されたことを、河川管理者、行政の側がしっかりと受けとめて検討をしていただくことを期待したいと思っております。

もう1点は、きょうご発言いただいた中でも若干誤解と申しますか、流域委員会の立場とそうではない、例えば、武庫川ダムを何としてもつくりたくないんだという反対運動をしている立場というのはおのずから違うだろうということだけは申し上げたいと思います。提言で、委員会の特徴、あり方の中でも十二分に述べているつもりではありますが、流域委員会は、河川管理者である兵庫県知事から武庫川の川づくりについての諮問を受けている第三者機関であります。その第三者機関の立場と武庫川のダムをつくりたくないということを一つの目的意識として持っておられる方と、スタンスが違うのは当然だと思います。委員会の中にも、同じような立場で運動をしてきて、ご意見を持っておられる方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、その立場をそのまま委員会のスタンスにすれば、第三者機関ではなくなってしまう。いわば流域委員会が提言した内容は、第三者機関からの提言として河川管理者は受けとめない。あるいは、河川管理者である行政に対応する議会も、さまざまな流域の自治体も、また違う対応をするということになります。私たちは、まさし

く第三者機関としてどのように客観的な評価をして、武庫川の川づくりについての提言をするかということが一番重要であるというふうに、この 2 年半の間認識をし、常にみずから言い聞かせてやってきたつもりであります。委員長の私としても、個人的な考え方は別として、そこをないがしろにしたときには、提言の持っている重みというものが大きく損なわれるだろうと、我々は、深夜にわたる委員会の議論の中で、何回もその議論をしました。

そういう意味合いでは、例えば、きょうご発言の中にあつた生物の生息環境に関する 2 つの原則は、武庫川峡谷にダムをつくらせないための原則ではないということははっきりしております。武庫川の生物環境を保全していくための原則であつて、それを適用すれば、結果として、武庫川にダムをすることがいいのか悪いのかということが問われるわけでありつます。原則が武庫川にダムをつくらせないための原則であれば、それは客観性を失つていくというふうに私たちは理解をして、この原則についても議論をしてきました。

そのようなスタンスの違いというものが当然ながらあつた。委員会と傍聴の方々、あるいは住民の方々としつばしつ意見が異なつたのは、その辺にあるのではないかと思つます。私たちは、このスタンスをもつて、河川管理者である県がこの提言を真つ向から受けとめるとつことを期待したいと思つます。審議の過程で、流域委員会はダム反対派であるというふうな雑音を聞いたことでもあります。まさしく雑音であります。流域委員会のスタンス、審議の中身を知らない方は、ダムは要らないという結論を出せば、ダム反対派という烙印を押す。このような考え方に対して、流域委員会はあくまでも第三者機関として客観的な判断による提言をまとめたつもりであります。河川管理者におかれては、そのような趣旨を十二分に反映していただきたいと思つております。

傍聴者の発言に関連して、委員長としての感想を込めて、最後の発言とさせていただきたいと思つます。ありがとうございました。

これをもつて本日の議事のすべてを終了いたします。

議事骨子の確認をしたいと思つます。事務局、朗読をお願いします。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 18 年 8 月 30 日

第 49 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と佐々木委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会報告

「第 61 回運営委員会」(8 月 21 日開催) 及び「第 62 回運営委員会」(8 月 23 日開催) の協議状況について、松本委員長から説明があった。

3 提言書(案)の内容確認

(1) 提言書(案)の内容確認

下記の提言書(案)について、松本委員長から内容の説明があった。

資料 2 - 1 武庫川の総合治水と提言の構成(案)

資料 2 - 2 武庫川の総合治水へむけて 提言書(案)

(2) 提言書(案)の修文及び採択

委員からの意見書及びその他委員からの意見を基に、提言書(案)の修文を別紙のとおり行い、修文したものを提言書とすることが、全員一致で採択された。

(3) 資料の取扱い

資料 2 - 1 武庫川の総合治水と提言の構成(案)については、内容精査の上、参考資料として、取り扱うことが確認された。

4 提言後の委員会の予定

・資料 1 - 3 に基づき、提言提出後の流域委員会の活動について、委員長から説明があり、田村委員、法西委員から、意見書の説明があった。

・流域連携等について、各委員から意見が出され、今後の対応については、運営委員会に一任することとなった。

・委員会休会中も、これまでの審議に関するニュースレターを引き続き発行することとなった。

【別紙】

2 章 最後に「総合治水と提言の構成イメージ」表を追加で添付する。

P 28 表 3 - 4 数値化しないものを追加する。

以下の注釈を加える。

「13 頁に記載のとおり、流域対策をはじめ、甲武橋基準点での流量低減効果量で整備計画の効果量が基本方針での効果量よりも大きい場合は、中小規模の洪水により効果を発揮する対策のため、1 / 100 規模などの大きな洪水の場合には大きな施設ほど効果量が大きくなる。」

P 94 21 行目 期待する。の後ろに挿入

「具体的な推進にあたっては、保水地域にモデル地区を定め、川まち交流拠点ともリンクして推進することを提案する。」

以上です。

松本委員長 最後の別紙の提言書本体の修正等については、今ここに記載されたもの以外に、正誤表として配られているもの、あと、例えばページによって表現が違うとか、目次と合っていないとか、あるいは言葉の表現とか、文字の間違いとか、幾つか聞いています。この辺は、その辺の意見とか修正を発見し次第、手直しをさせていただく。その辺の事実関係の部分については修正をするということを含めて、ご確認をお願いします。何かご意見はございますか - -。

では、これで議事骨子を確認させていただきます。

これをもちまして、議事を終了しますが、きょうは原口県土整備部長にご出席をいただいています。委員会提言書の取りまとめについて、一言あいさつをしたいということ聞いていますので、最後に原口部長からごあいさつをお願いいたします。

原口 兵庫県の県土整備部長、原口でございます。

きょうは、一応最後の流域委員会ということで、49回を重ねていただきまして、先ほど来報告、意見交換がなされ、大部の提言を取りまとめいただきました。井戸知事が参りまして、委員の先生方にお礼を申し上げるのが本来でございますが、あいにく公務でかありません。私がかわりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと存じます。

平成 16 年 3 月にスタートして、2 年半に及ぶ委員会でございます。ワーキングも含めると 200 回以上の審議をいただいたということで、先ほど来ご報告のありました総合的な治水対策、そして利水、環境、まちづくり、あるいは危機管理の問題も含めまして、これからの総合的な治水対策のあり方として、幅広い視野からのご提言をまとめていただきました。皆様方の熱意と汗の結晶というふうに受けとめておりますし、あす知事に提出されます提言につきましては、最大限尊重させていただきたいというふうに考えております。その上で、我々河川管理者といたしましては、これからがある意味で新たなスタートの時期とも認識をいたしております。

ご提言をいただきましたこの提言の内容の中には、さまざまな流域対策でありますとか、あるいは利水ダムを活用ということで、これまで我々河川管理者が余り取り組めていなかったような課題、あるいは全く初めてになるような事柄も含まれております。そのような事柄につきまして、目標として掲げられております内容がすべて実行できるのかどうか、

そして効果はどうか、あるいは費用はどれくらいかかるのか、関係者の協力が得られるのか、いろんな課題の検証が総合的な対策を実施していく上では必要になってまいります。そういうことを逐一検証し、その実行性を検証するような場なり体制をつくりまして、これから河川整備の基本方針、そして整備計画を取りまとめていくための体制を、関係の県民の方々への提言の周知なども含めまして、しっかりととってまいりたいというふうに考えております。

委員会の中でも議論がございましたように、河川管理者としては、基本方針を何とか年度内を目標にまとめたい、原案をつくらせていただきたいというふうに考えております。引き続きまして整備計画の原案をまとめまして、その段階では再度流域委員会の先生方からご意見を賜りたいというふうに考えておりますので、まだ少し先ではございますが、そのときまでひとつご尽力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

きょうは、流域 7 市の職員の方々も同席をいただいておりますが、この流域委員会を通じまして、毎回出席をいただき、大変な協力をいただいております。流域市の皆様方に対しましても厚くお礼を申し上げたいと存じます。また、これからの基本方針、整備計画の原案づくりの段階で、それぞれ連携をしながら取り組んでいく事項もございますので、引き続きのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたが、松本委員長初め委員の先生方には、2 年半の間、準備会議の段階から含めるとそれ以上になりますが、大変な熱意とご尽力を賜りましたことに改めて心からお礼を申し上げ、これからもご健勝でご活躍いただきますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

松本委員長 これにて本日の委員会を終了します。ありがとうございました。